

富谷市

第二期子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

宮城県 富谷市



目 次



第1章 計画策定にあたって.....	3
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置づけ	4
3 他計画との関係	4
4 計画期間.....	5
5 制度改正等のポイント.....	5
(1) 子ども・子育て支援法の改正	5
(2) 基本指針の改正に係る留意事項	6
(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正	7
6 計画の策定体制と住民意見の反映	7
7 県や近隣市町村との連携.....	7
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題.....	11
1 本市における人口と子ども人口の状況.....	11
(1) 人口と子ども人口等の推移	11
(2) 合計特殊出生率の推移.....	12
2 子育て家庭の状況	13
(1) 子育て世帯の推移.....	13
(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況.....	14
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況.....	16
(1) 就業率の推移	16
(2) 母親の就労状況	17
(3) 育児休業制度利用の状況.....	22
4 子育て支援事業の利用状況.....	24
(1) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況.....	24
(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由	25
5 施策の進捗評価	26
6 本市における子育て支援に関わる課題.....	27

第3章 計画の基本的な考え方	31
1 計画の基本理念	31
2 計画の基本目標	31
3 施策の体系図	32
第4章 子育てに関する施策の展開	39
基本目標1 安心して子育てのできる環境の充実したまち	41
推進施策(1) 健やかな妊娠・出産にむけて妊娠期からの切れ目ない支援	41
推進施策(2) 不妊への支援	42
推進施策(3) 保育サービスの充実	42
推進施策(4) 子育て支援サービスの充実	44
推進施策(5) 地域における子育て支援の充実	46
基本目標2 子どもや母親の健康・保健・医療の充実したまち	48
推進施策(1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	48
推進施策(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	51
推進施策(3) 食育の推進	52
推進施策(4) 小児医療の充実	52
基本目標3 未来の「とみや」を担う子どもたちの教育の充実したまち	54
推進施策(1) 幼児教育の充実	54
推進施策(2) 確かな学力を育む教育の推進	55
推進施策(3) 学校・地域・協働の教育体制の構築	56
推進施策(4) 学校教育環境等の整備充実	56
推進施策(5) 子どもたちのための環境と未来を考えるまち	57
基本目標4 子どもを支援する生活環境の整備されたまち	60
推進施策(1) 安心して外出できる環境の整備	60
推進施策(2) 安全・安心なまちづくりの推進	60
推進施策(3) 安全な道路環境の整備や交通安全活動の推進	61
推進施策(4) 犯罪等の被害防止活動の推進	62
基本目標5 すべての児童の健全育成を目指すまち	63
推進施策(1) 経済的支援の充実	63
推進施策(2) 児童虐待・DV防止対策の充実	64
推進施策(3) 障がい児施策の充実	65

第5章 子ども・子育て支援事業の展開	71
1 教育・保育事業等の提供区域	71
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計	73
(1) 推計の手順	73
(2) 子ども人口の推計	74
(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計	75
(4) 教育・保育事業の利用実績と今後のニーズ量見込み	76
(5) 地域子ども・子育て支援事業の利用実績と今後のニーズ量見込み	78
3 幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び確保の状況	80
(1) 施設型事業	80
(2) 地域型保育事業	83
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況	87
(1) 相談支援事業	87
(2) 訪問系事業	89
(3) 通所系事業	91
(4) その他事業	95
5 総合的な子どもの放課後対策の推進	98
(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	98
第6章 計画の推進体制	103
1 計画の推進体制	103
2 計画の公表及び周知	103
3 計画の評価と進行管理	103
資 料 編	107
1 富谷市子ども・子育て会議	107
(1) 富谷市子ども・子育て会議条例	107
(2) 委員名簿	108
2 用語解説	109



第 1 章

計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

富谷市（以降「本市」という。）では、平成16年度に次世代育成支援対策推進法に基づき、「富谷町次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、子育て支援の推進に努めてきました。平成21年度には、社会情勢のさらなる変化や、より多様化する市民ニーズにも対応できるように前期計画を評価・検討し、「後期計画」として改訂しました。さらに、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月から新制度へ移行したことに伴い、本市では、これまでの「次世代育成支援行動計画」の施策を受け継ぎ、計画期間を5年間とした「富谷町子ども・子育て支援事業計画」（以降「第一期計画」という。）を策定しました。第一期計画策定にあたり、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すことを最終目的として様々な施策の見直しを行い、乳幼児期における質の高い教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を計画的に実施してきました。

しかし、こうした施策を推進しながらも、少子化の流れは留まることなく進行し、さらに子どもの貧困問題が表面化したことで、国は平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表しました。幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、子ども・子育て支援法の一部を改正した「子育てのための施設等利用給付」を創設し、利用者負担を無償化する等の措置を講じることで、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を始めとする総合的な少子化対策を推進していくことになりました。

これを受け本市では、第一期計画の施策・事業の進捗評価等を行うとともに、子ども・子育て支援の事業量の見直しを行いました。さらに、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」に準じ、令和元年5月に実施したアンケート結果を踏まえながら、子ども・子育て支援に係る利用ニーズを含めた利用希望等を見直しました。その上で「子ども・子育て会議」等で議論を重ね、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等を勘案した結果、保育の受け皿の拡大や保育の質の確保などの提供体制の充実を盛り込んだ「富谷市第二期子ども・子育て支援事業計画」（以降「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、「幼児教育の無償化」等の少子化対策を確実に実施できるよう、次世代育成支援推進法による関連する諸制度の施策と連携しながら、本市市内に居住する社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもに対し、「子どもの最善の利益」が実現できる事業展開を図り、身近な地域において質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に推進し実施していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に則して、策定するものです。

また、平成26年4月に「改正次世代育成支援対策推進法」が成立し、法の期間が10年間延長されたため、これまで本市が取り組んできた次世代育成支援行動計画の施策を受け継ぎながら、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を重点施策として位置づけ、これらを総合的・一体的に進めるため、関連計画との整合性を図って推進していきます。

併せて、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年4月13日法律第31号）第2条の3第3項に基づく、本市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画として位置づけます。

3 他計画との関係

本計画の策定にあたっては、上位計画である「富谷市総合計画」のもと、関連する「富谷市障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」「第3期富谷市食育推進計画」「富谷市健康推進計画」「富谷市男女共同参画基本計画」との整合性を図りました。

また、本市では子どもたちが、まちの活動に活発に参加し、子どもの力や子どもの声がまちづくりに活かされる子どもにやさしいまちづくりを目指し、平成30年11月20日（世界こどもの日）に「富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言」をしました。

富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言

富谷市は、10月29日に日本ユニセフ協会から、全国5自治体のひとつとして、「子どもにやさしいまちづくり事業検証作業モデル自治体」の委嘱を受けました。これを受けて、「子どもの権利条約」に基づき、私たちは、

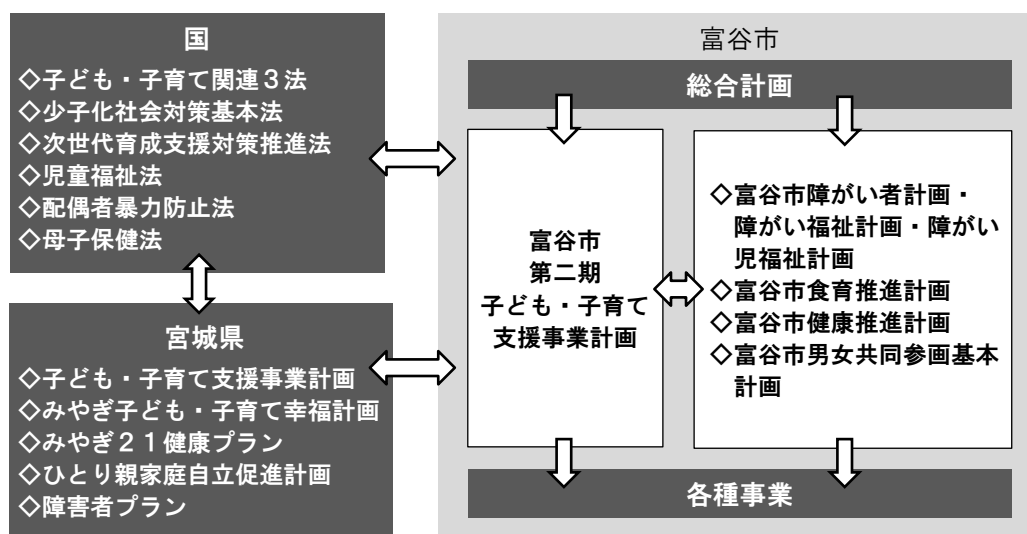
- 1.子どもが大切に育てられ健やかに成長できるまち
- 2.子どもが安心安全に暮らすことができるまち
- 3.子どもが友だちと交流し、楽しく遊び学べるまち
- 4.子どもが地域社会の絆の中で役割を持ち、生き活きと参加できるまち
- 5.子どもの意見を聴き、まちづくりに活かすまち

の5つを柱として

「富谷市子どもにやさしいまちづくり」の推進を宣言いたします。

本市が目指す子どもにやさしいまちづくりを実現するため、庁内関係部署で構成する「富谷市子どもにやさしいまちづくり推進庁内連携会議」を設置し、総合的、長期的に子どもにやさしいまちづくりを推進します。

■ 他計画との連携



4 計画期間

本計画の期間は、法に基づき令和2年度から令和6年度までの5年間とし、令和元年度に策定しました。

■ 計画期間

H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31/R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
富谷市子ども・子育て支援事業計画 平成27年度～平成31/令和1年度									
			後続計画		富谷市第二期 子ども・子育て支援事業計画 令和2年度～令和6年度				

5 制度改正等のポイント

(1) 子ども・子育て支援法の改正

平成30年4月1日施行の「子ども・子育て支援法一部改正」により、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講じました。

令和元年5月10日には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置を講じることとなりました。

① 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、3歳から5歳までのすべての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園や認可外施設においても費用の無償化を実施すること。

② 放課後児童クラブの受け皿拡大

女性の就業率の上昇等による共働き家庭の「小1の壁」「待機児童」解消を目指した新たな目標に向け、放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大などの事業整備を行うとともに、主体的・対話的に子どもの健全な育成を目的とする放課後児童クラブの役割を徹底すること。

③ 広域調整の促進による待機児童の解消

待機児童の解消に向けた対策として、市町村間で利用者を広域調整するために都道府県が協議会の設置のまとめ役となり、関係する市町村や保育事業者が参加しながら広域での待機児童解消を目指すこと。

(2) 基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の4点が追加されました。

① 幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。

② 幼稚園や保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望への対応

幼稚園の利用希望または保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は適切に量を見込み、確保の内容についても公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。

③ 外国にルーツを持つ幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴って外国にルーツを持つ幼児の増加が見込まれることを踏まえ、幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。

④ 地域子ども・子育て支援事業の見込量等

- ・子育て短期支援事業の量の見込みは、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。
- ・利用者支援事業の見込みは、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。



- ・放課後児童健全育成事業の見込みは、可能な限り学年ごとに量の見込みを算出すること。

（３）児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

平成28年6月の改正によって、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るため、母子健康包括支援センターの設置、市町村や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を講じることとなりました。また、平成30年7月に示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、全ての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指すこととなりました。

6 計画の策定体制と住民意見の反映

本計画の策定体制としては、「第一期計画」策定時と同様に、市民公募委員、学識経験者や地域の子育て関係者などの委員で構成される「富谷市子ども・子育て会議」を設置し開催しました。委員からは計画策定に対する意見を求めるとともに、計画策定に必要な検討課題に関する審議結果を計画に反映しました。

また、本市の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、令和元年5月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行いました。その調査結果から得られた子育ての現状や今後子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。計画書（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、市民から得られた計画最終案に対する意見等を精査しながら、必要に応じて会議で協議・考察した上で、計画書への反映に努めました。こうした過程によって策定された計画書は、市のホームページや広報などを通して住民への周知を図ります。

7 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策については、市民の必要なニーズ量が確保できるよう、庁内の関係部署が近隣市町村と協議・調整を行いながら、相互に連携を図りました。また、近隣市町村間で協議・調整を進めていく上で、県が中心となり、必要に応じて広域調整を行うことになっているため、県からは恒常的な情報交換や必要な環境の整備等の支援を受けました。

子ども・子育て支援の実施にあたっては、市民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努めました。



第2章

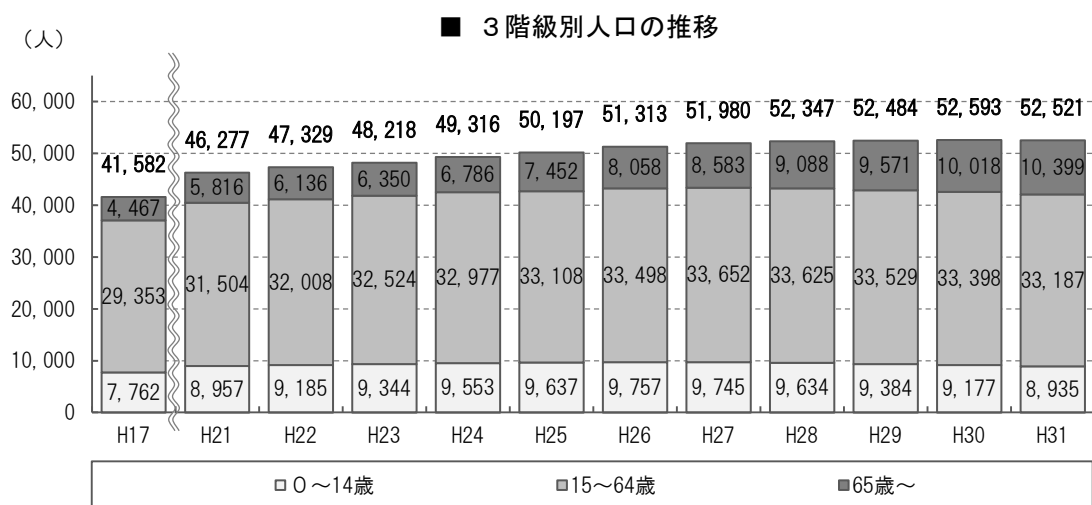
子ども・子育て支援の 現状と課題

第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 本市における人口と子ども人口の状況

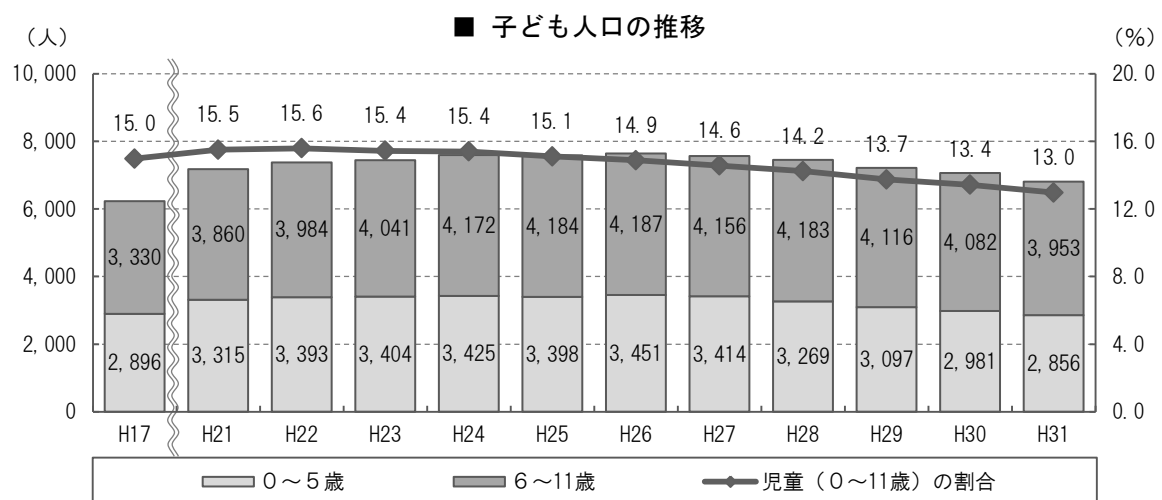
(1) 人口と子ども人口等の推移

本市の人口は近年増加を続け、平成30年に52,593人となりましたが、平成31年にわずかに減少しました。老年人口（65歳以上）は増加が続いていますが、生産年齢人口（15～64歳）は平成27年、年少人口（0～14歳）は平成26年以降減少傾向にあります。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

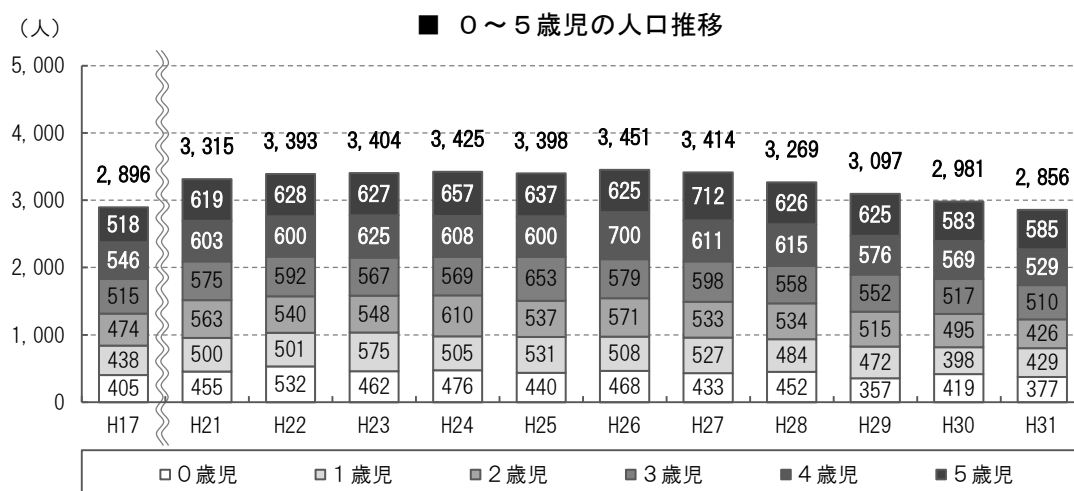
総人口に対する児童（0～11歳）の割合は平成22年以降低下が続いており、平成31年3月末には13.0%となっています。



※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

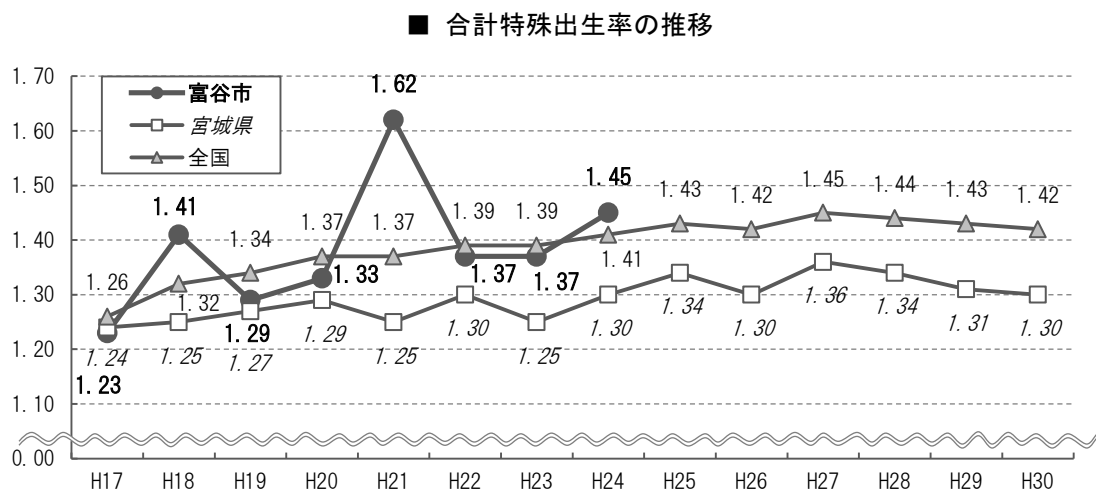
就学前児童（0～5歳）の1歳ごとの人口推移をみると、平成26年から平成31年3月末にかけて595人（17.2%）減少しています。0～5歳児人口・生産年齢人口（15～64歳）ともに減少していることから、今後も児童数の減少は続くと見込まれます。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

（2）合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成18年、平成21年、平成24年を除き、全国・県より低い水準となっています。



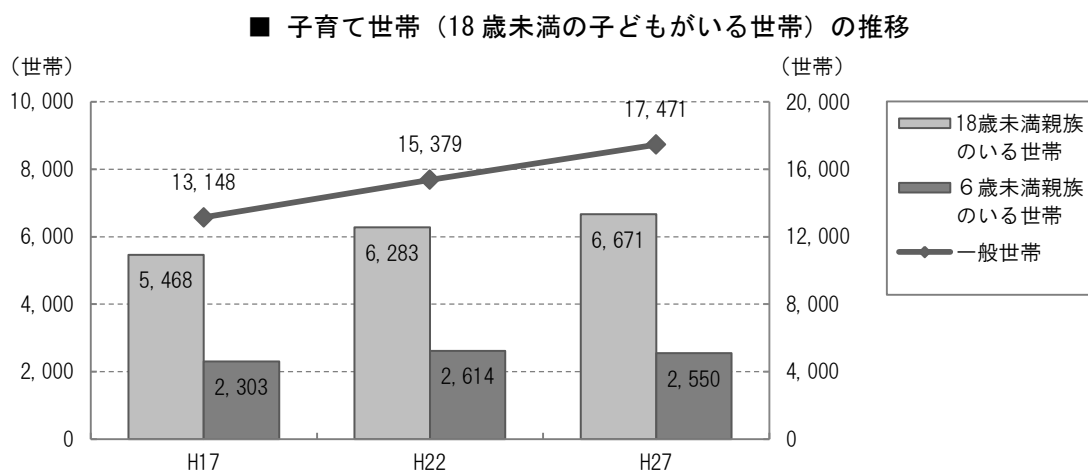
※平成25年以降、富谷市では合計特殊出生率を算出していません

資料：人口動態統計

2 子育て家庭の状況

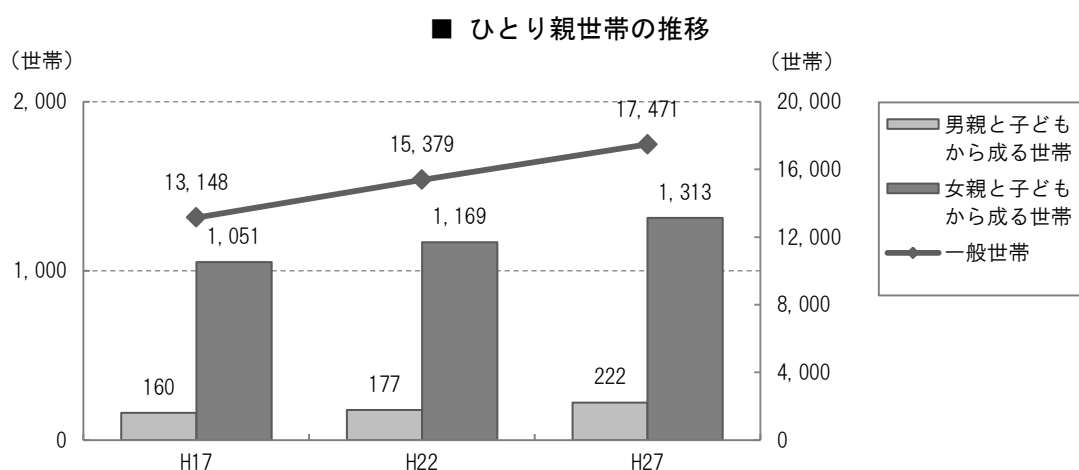
(1) 子育て世帯の推移

平成17年から平成27年までの子育て世帯の推移をみると、総人口の増加に伴い一般世帯、18歳未満親族のいる世帯は増加傾向にありましたが、6歳未満親族のいる世帯は平成22年から減少しています。



資料：国勢調査

また、ひとり親世帯の推移をみると、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯はともに増加しています。



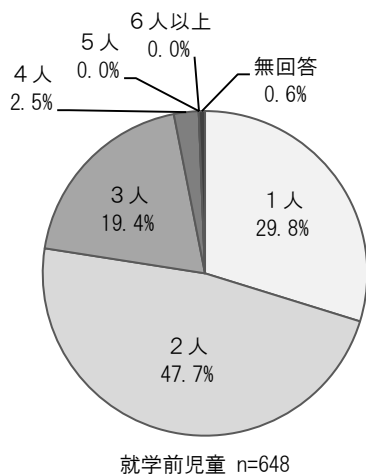
資料：国勢調査

（２）子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況

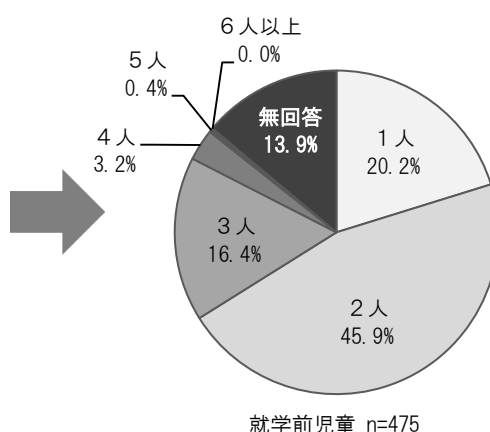
調査結果から子育て世帯の子どもの人数をみると、就学前児童・小学生ともに「２人」（４５．９％・５０．２％）が最も高くなっています。前回調査と比較すると、「３人」以上の世帯は就学前児童で１．９^{ポイント}、小学生で０．２^{ポイント}低くなっています。

■ 子育て世帯の子どもの人数

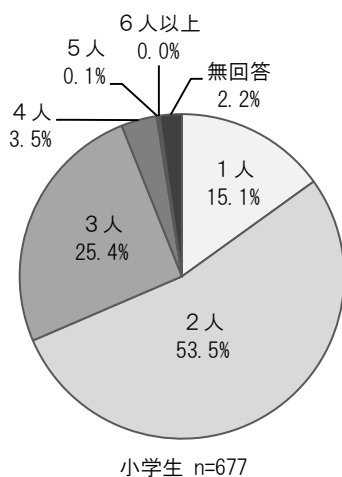
《H25 調査（就学前児童）》



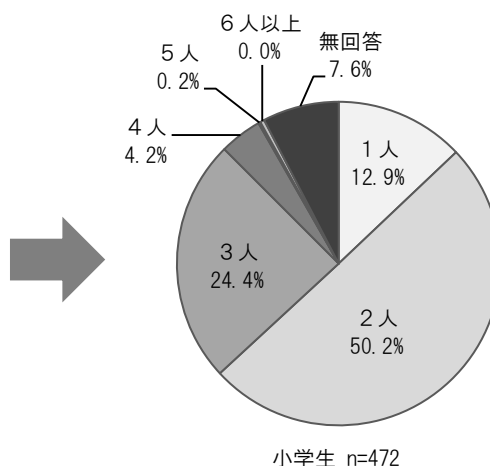
《R 1 調査（就学前児童）》



《H25 調査（小学生）》

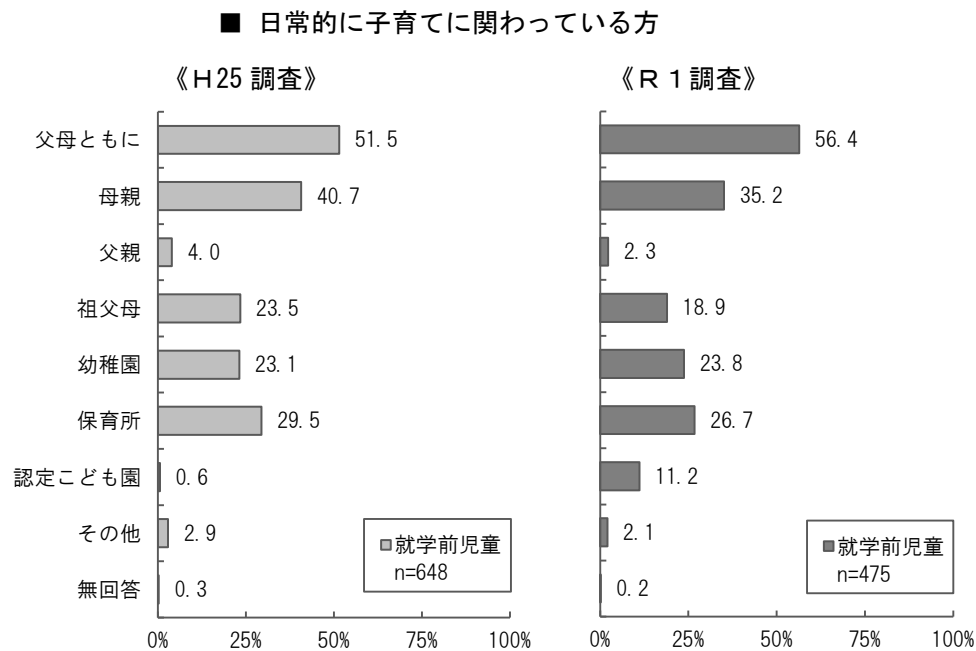


《R 1 調査（小学生）》



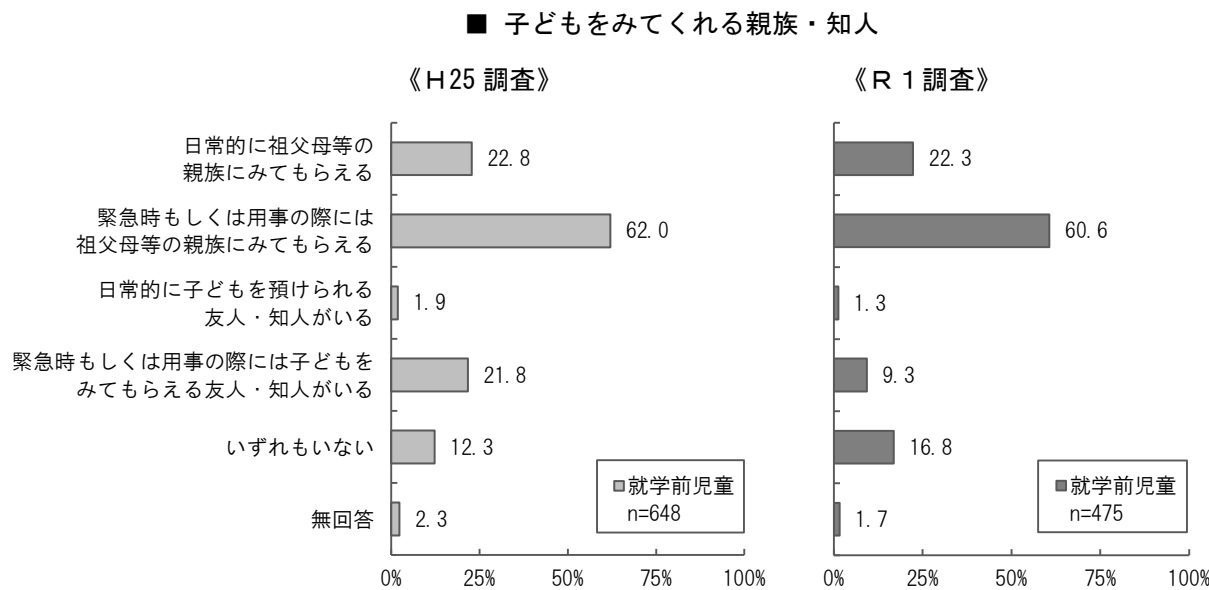
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

日常的に子育てに関わっている方（施設含む）をみると、「父母ともに」（56.4％）が最も高く、次いで「母親」（35.2％）となっています。また、「祖父母」は18.9％となっています。前回調査と比較すると、「父母ともに」は4.9^{ポイント}高く、「母親」は5.5^{ポイント}、「祖父母」は4.6^{ポイント}低くなっています。



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

子どもをみてる親族・知人が「いずれもない」（16.8％）は、前回調査（12.3％）より4.5^{ポイント}高くなっています。



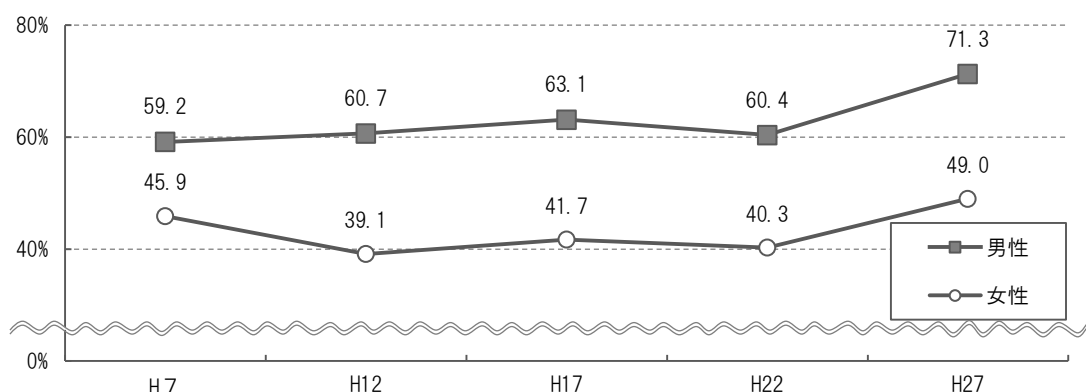
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

(1) 就業率の推移

本市の15歳以上の就業率をみると、平成22年まで男性は約60%前半、女性は約40%前半で推移していましたが、平成27年に上昇に転じています。就業率が上がっている要因として、65歳以上の就業者が男女ともに増加していることに加え、65歳未満の女性の就業率が上昇していることが考えられます。

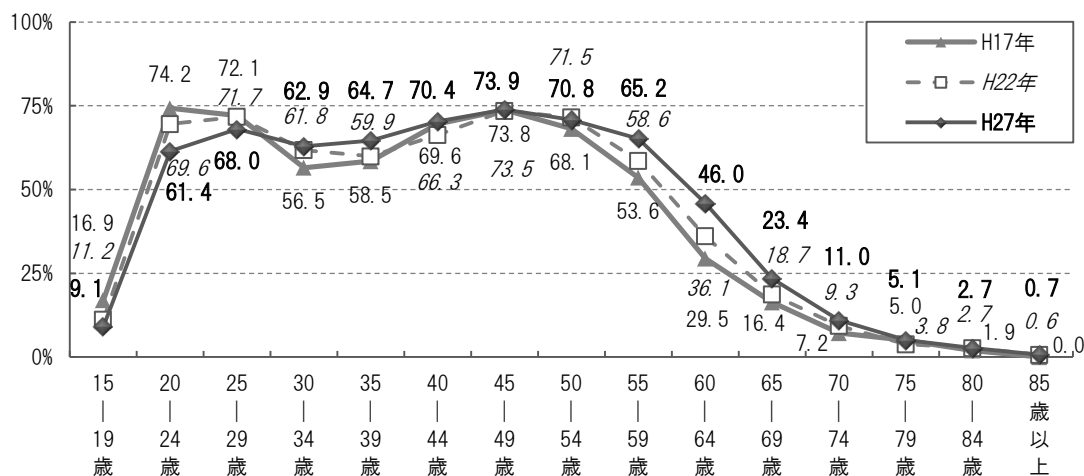
■ 男女別就業率の推移



資料：国勢調査

女性の年齢別労働力率をみると、結婚前と子どもの育児（子育て）期間終了後に上昇するM字カーブは、平成17年、平成22年、平成27年のいずれの年も、25～29歳と45～49歳のダブルピークとなっています。結婚時期や子どもの育児（子育て）期間の就業状況がほとんど変化していないことがうかがえます。

■ 女性の年齢別労働力率

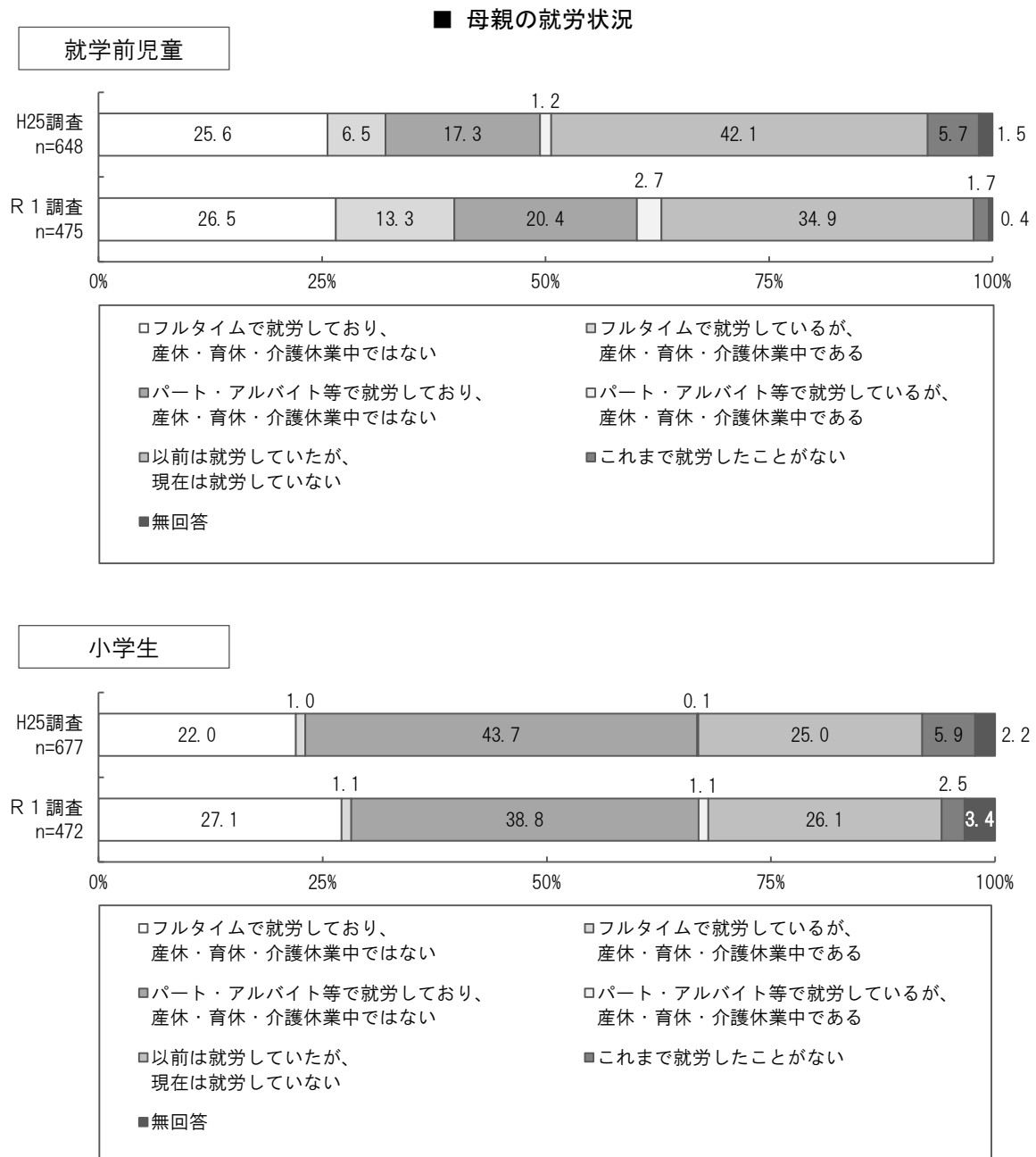


資料：国勢調査



（２）母親の就労状況

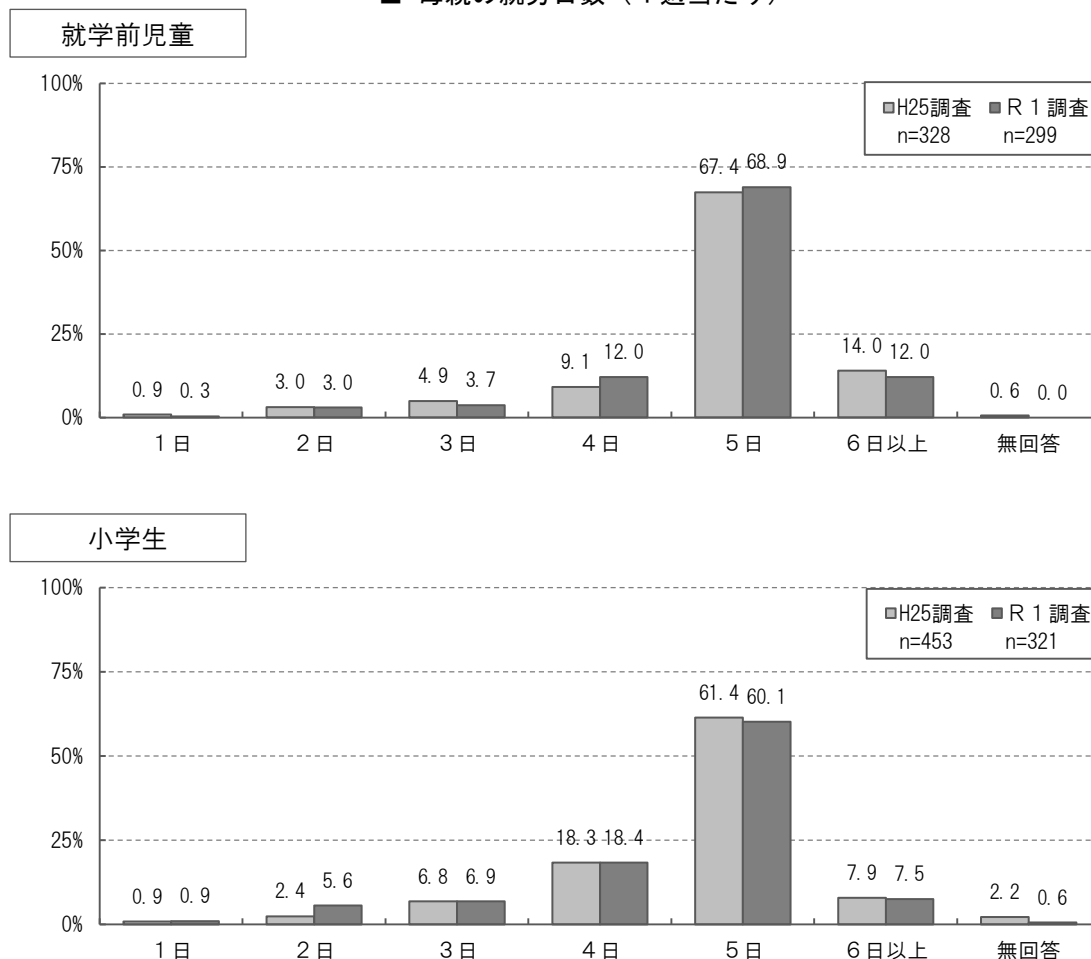
「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を合わせると、現在就労している母親は、就学前児童で62.9%、小学生で68.1%となっています。前回調査と比較すると、就学前児童で12.3^{ポイント}、小学生で1.3^{ポイント}高くなっています。



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の1週当たりの就労日数をみると、就学前児童・小学生ともに「5日」(68.9%・60.1%)が最も高くなっています。前回調査と比較すると、週に「6日以上」働いている母親の割合は、就学前児童・小学生ともに低くなっていますが、就学前児童では1割を超えています。

■ 母親の就労日数（1週当たり）

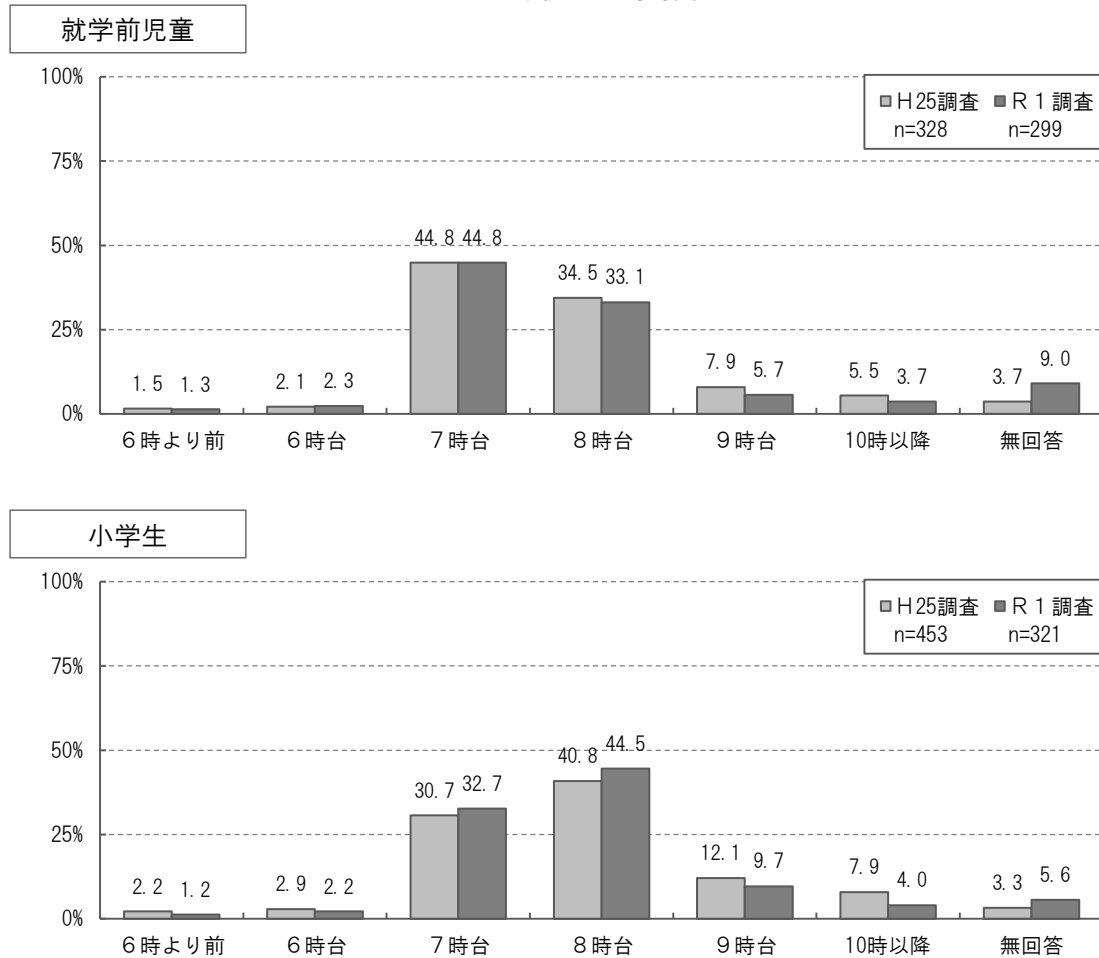


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



母親の出勤時間は、就学前児童・小学生ともに「7時台」と「8時台」で4分の3以上を占めています。前回調査と比較すると、小学生では「7時台」「8時台」でいずれも高くなっています。

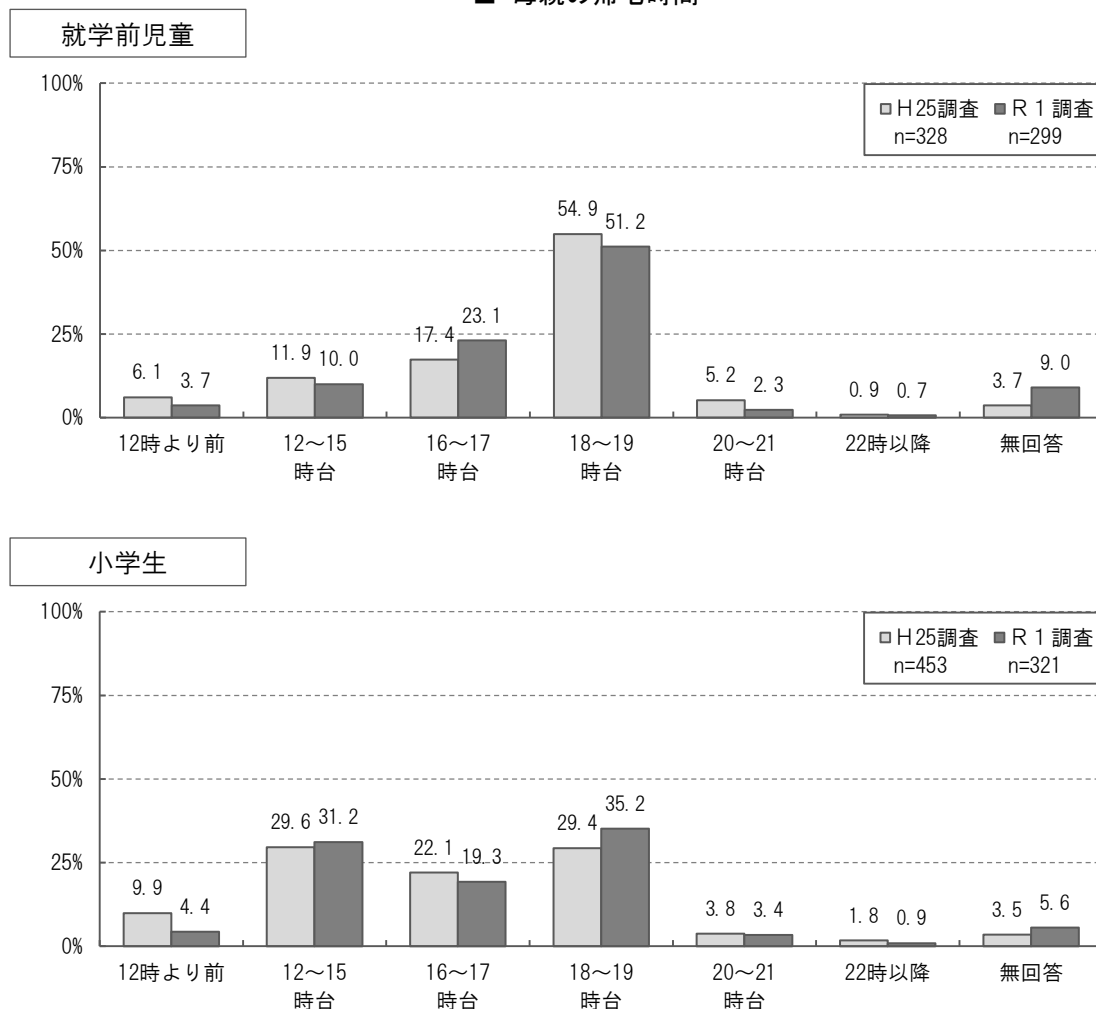
■ 母親の出勤時間



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の帰宅時間をみると、就学前児童は「18～19時台」（51.2%）が半数を占め、小学生は「18～19時台」（35.2%）、「12～15時台」（31.2%）でいずれも3割を超えています。前回調査と比較すると、就学前児童は「16～17時台」で5.7^{ポイント}、小学生は「18～19時台」で5.8^{ポイント}高くなっています。

■ 母親の帰宅時間

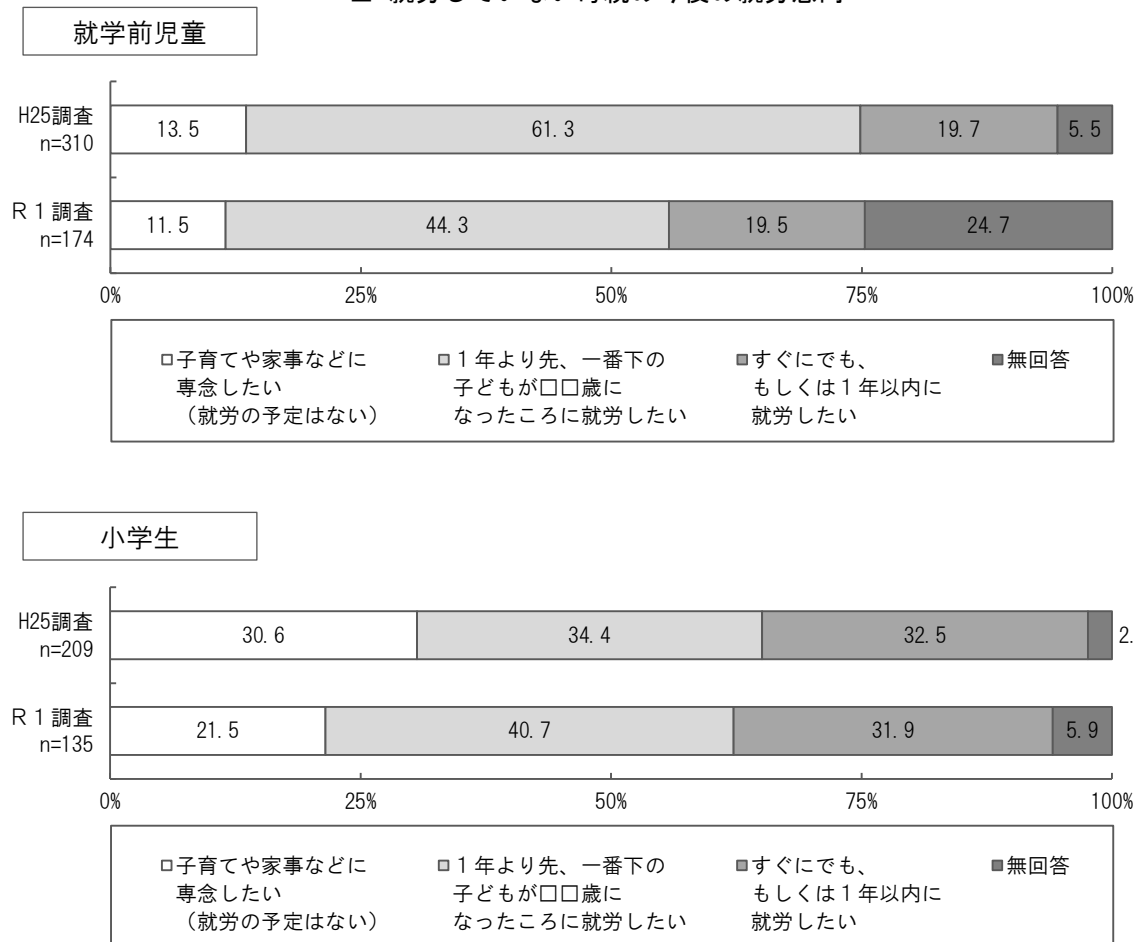


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



現在就労していない母親の就労意向は、「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」と「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を合わせると、就学前児童で63.8%、小学生で72.6%となっています。前回調査と比較すると、就学前児童で17.2^{ポイント}低く、小学生で5.7^{ポイント}高くなっています。

■ 就労していない母親の今後の就労意向



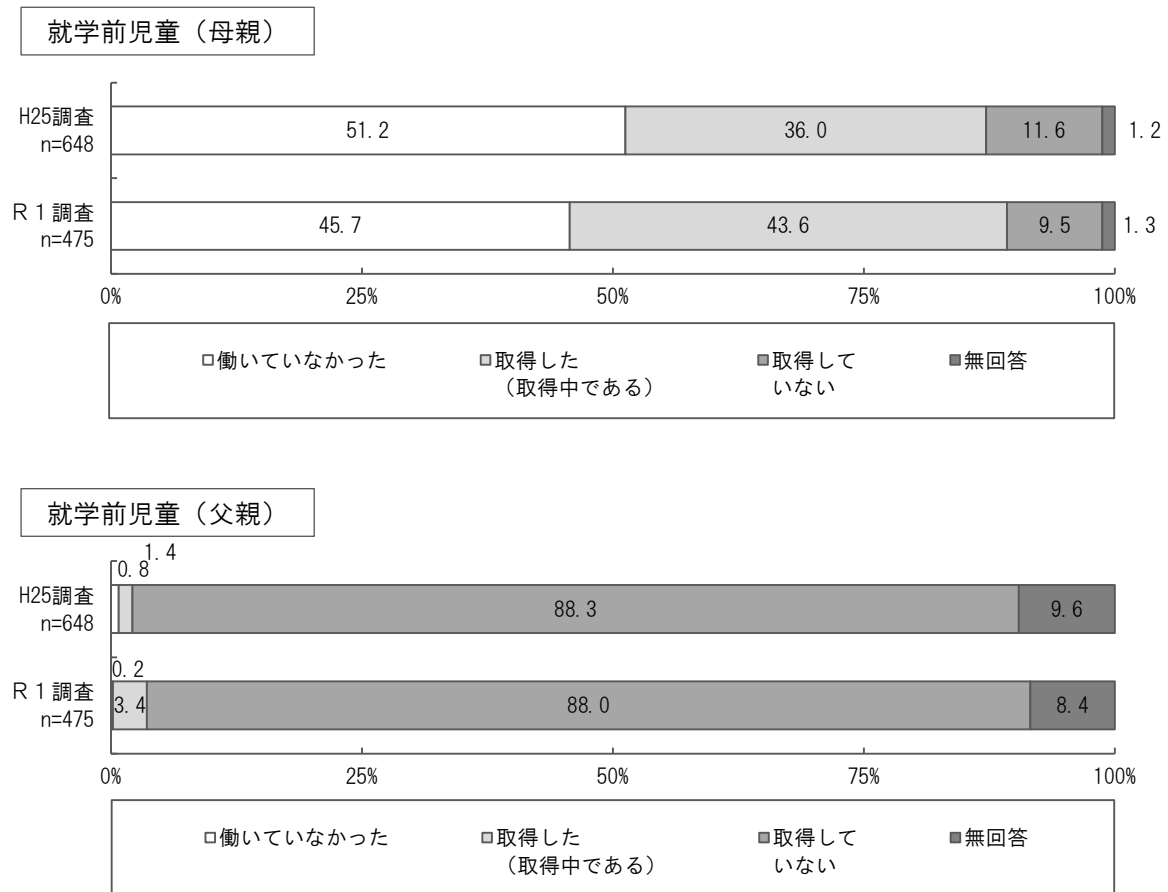
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

（３）育児休業制度利用の状況

育児休業制度を「取得した（取得中である）」母親は43.6%、父親は3.4%となっています。

前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」母親は7.6^{ポイント}、父親は2.0^{ポイント}高くなっていますが、父親は1割に満たず極めて低い状況です。

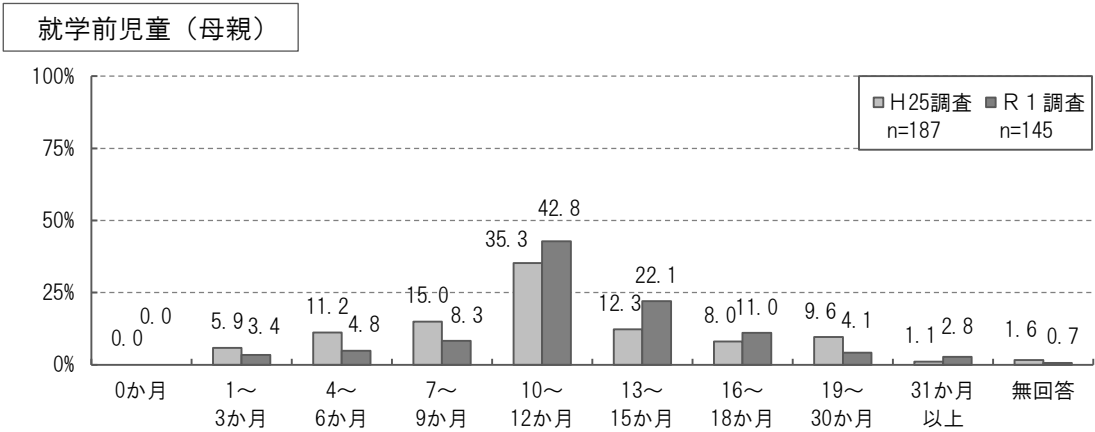
■ 育児休業制度の利用状況



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の育児休業からの復帰時期は、子どもが生後「10～12か月」（42.8％）で最も高くなっています。前回調査と比較すると、10か月未満で15.6^{ポイント}低く、10か月以上で16.5^{ポイント}高くなっていることから、育児休業の取得期間が長くなっている現状がうかがえます。

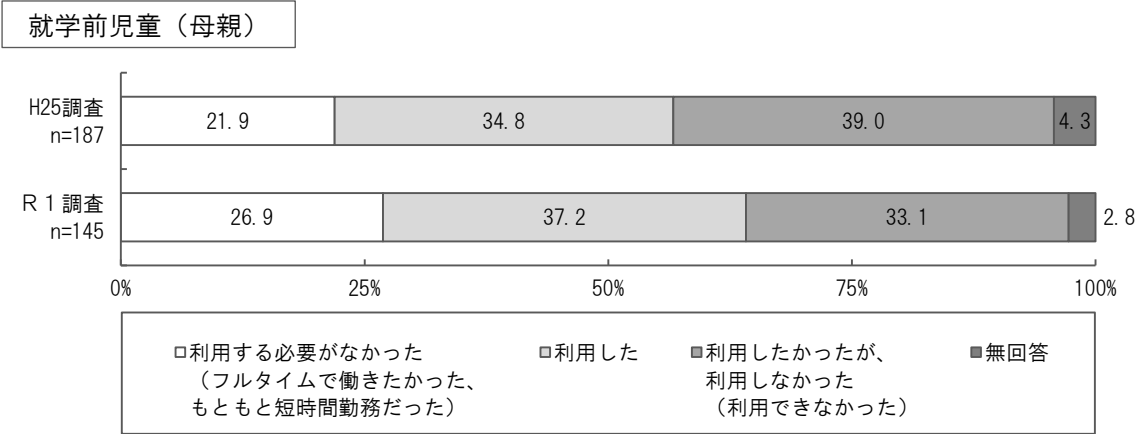
■ 育児休業から復帰したときの子どもの実際の月齢（経年比較）



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

職場復帰時における短時間勤務制度を「利用した」母親は37.2％となり、前回調査より2.4^{ポイント}高くなっています。

■ 職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

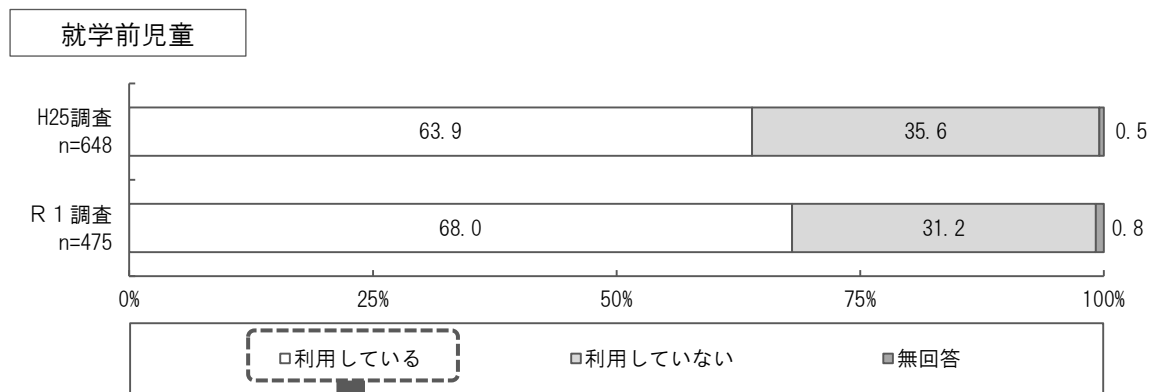
4 子育て支援事業の利用状況

(1) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

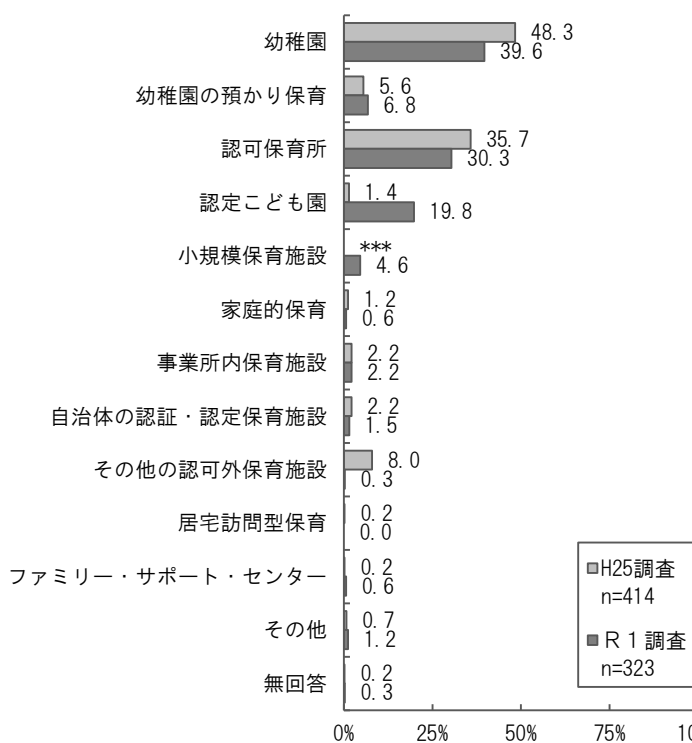
平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」就学前児童は68.0%で、前回調査より4.1^{ポイント}高くなっています。

利用している事業と利用希望の差をみると、「幼稚園の預かり保育」で25.6^{ポイント}、「幼稚園」で20.8^{ポイント}、「認定こども園」で15.4^{ポイント}、「認可保育所」で12.4^{ポイント}となり、いずれも利用希望が高い状況です。前回調査と比較すると、「認定こども園」利用者は18.4^{ポイント}、利用希望者は27.6^{ポイント}高くなり、「幼稚園」利用者は8.7^{ポイント}、利用希望者は11.4^{ポイント}低くなっています。

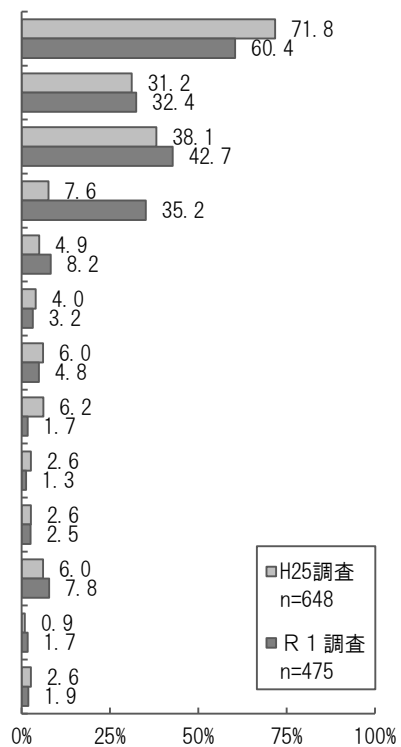
■ 定期的な教育・保育事業の利用状況



■ 利用している定期的な教育・保育事業



■ 利用したい定期的な教育・保育事業

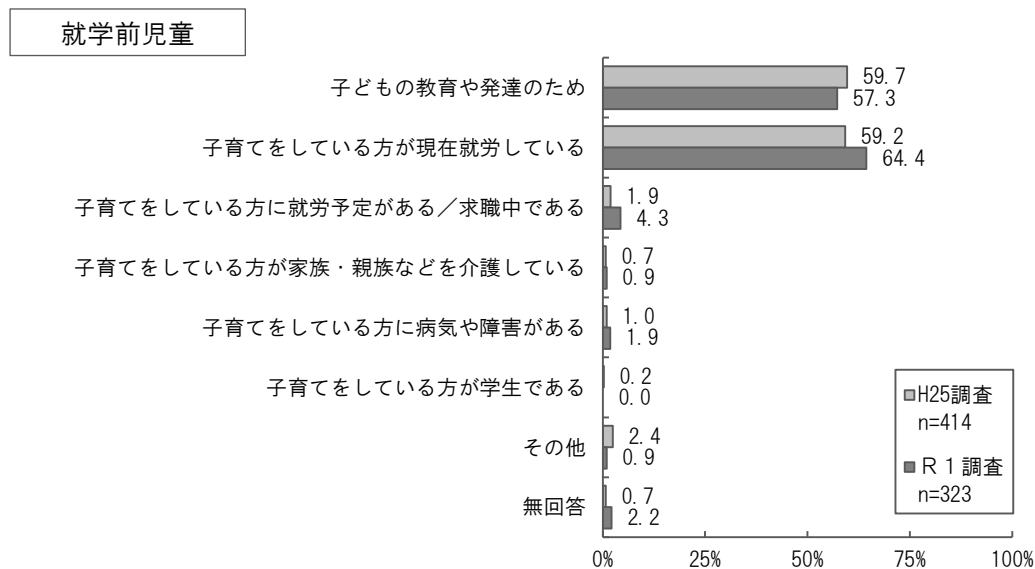


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

（２）平日の定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由

平日の定期的な教育・保育事業を利用している理由は、「子育てをしている方が現在就労している」（64.4％）が最も高く、前回調査より5.2^{ポイント}高くなっています。

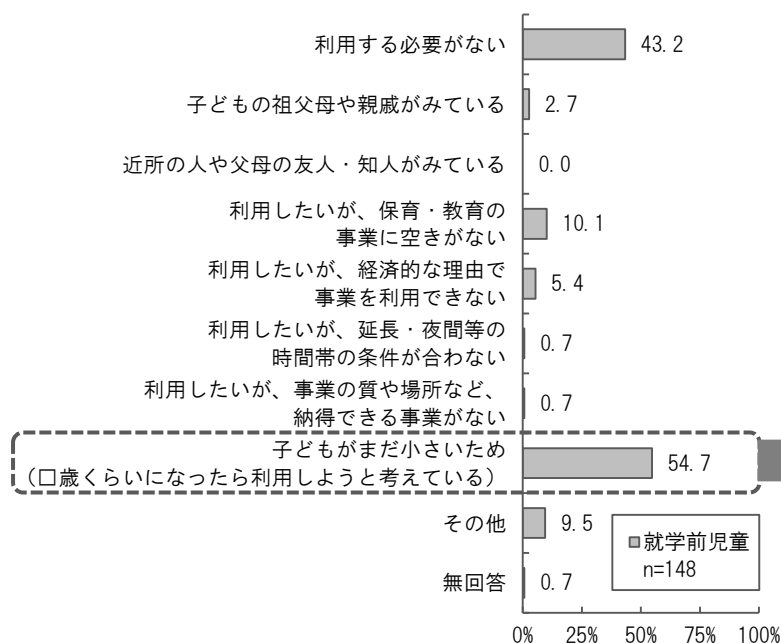
■ 平日に教育・保育事業を利用している理由



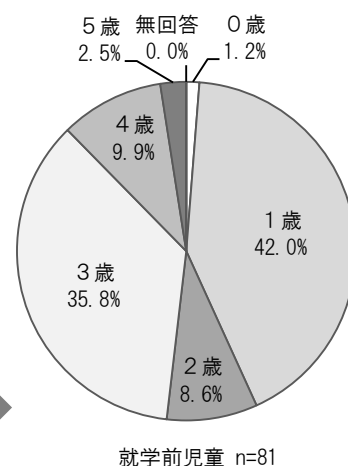
利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」（54.7％）が最も高く、子どもが「1歳」（42.0％）、「3歳」（35.8％）で利用を希望する保護者が多くなっています。

また、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」（10.1％）が約1割となっています。

■ 教育・保育事業を利用していない理由



■ 利用を希望する子どもの年齢



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

5 施策の進捗評価

富谷市子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画）は、5つの基本目標と20施策93事業により構成され、その結果として目標達成できた24事業（25.8%）、推進できた47事業（50.5%）、実施中である17事業（18.3%）、実施したが見直しが必要な2事業（2.2%）、未実施の3事業（3.2%）という進捗評価となりました。

■ 第一期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	目標達成	推進	実施中	見直しが必要	未実施
計画全体	93	24	47	17	2	3
基本目標1 安心して子育てのできる環境の充実したまち	23	9	8	3	1	2
(1) 妊娠期の支援の充実	2	2	0	0	0	0
(2) 妊婦の健康の確保	1	1	0	0	0	0
(3) 保育サービスの充実	11	5	4	0	0	2
(4) 子育て支援サービスの充実	5	0	3	1	1	0
(5) 地域における子育て支援の充実	4	1	1	2	0	0
基本目標2 子どもや母親の健康・保健・医療の充実したまち	12	4	7	1	0	0
(1) 子どもや母親の健康の確保	6	2	4	0	0	0
(2) 食育の推進	3	1	2	0	0	0
(3) 小児医療の充実	3	1	1	1	0	0
基本目標3 未来の「とみや」を担う子どもたちの教育の充実したまち	24	1	18	3	1	1
(1) 幼児教育の充実	4	0	4	0	0	0
(2) 確かな学力を育む教育の推進	5	0	5	0	0	0
(3) 学校・地域・協働の教育体制の構築	3	0	2	0	0	1
(4) 学校教育環境等の整備充実	3	1	2	0	0	0
(5) 子どもたちのための環境と未来を考えるまち	9	0	5	3	1	0
基本目標4 子どもを支援する生活環境の整備されたまち	13	1	6	6	0	0
(1) 安心して外出できる環境の整備	3	0	0	3	0	0
(2) 安全・安心なまちづくりの推進	1	0	1	0	0	0
(3) 安全な道路環境の整備や交通安全活動の推進	2	0	2	0	0	0
(4) 犯罪等の被害防止活動の推進	7	1	3	3	0	0
基本目標5 すべての児童の健全育成を目指すまち	21	9	8	4	0	0
(1) 経済的支援の充実	6	1	3	2	0	0
(2) 児童虐待・DV防止対策の充実	3	0	1	2	0	0
(3) 障がい児施策の充実	12	8	4	0	0	0



6 本市における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や「富谷市第一期子ども・子育て支援事業計画」の施策進捗評価に基づき4つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

課題1 孤立した子育て環境にいる保護者への支援

子育て中の保護者の大半は、祖父母等の親族や友人・知人に相談し、協力も得られていますが、ニーズ調査において協力者が「いずれもない」と回答した保護者が16.8%、「気軽に相談できる相手がいない」と回答した保護者が3.8%いました。

孤立した子育て環境にいる保護者に対して、個々のニーズに対応した子育て支援の手を差し伸べる必要があります。

課題2 公的な相談機関の周知

ニーズ調査では、気軽に相談できる相手先に「子育て支援施設（地域子育て支援拠点、児童館等）・NPO」や「市の子育て関連担当窓口（子育て支援課）」、「保健所・保健センター」、「民生委員・児童委員」等の公的な相談機関と回答した割合は低くなっています。

平成29年に開所した「とみや子育て支援センター『とみここ』」において、母子保健事業や子育て支援の情報発信などの子育て支援事業を展開し、妊娠期から育児期にわたる切れ目ない支援を実施しています。

祖父母等の親族や友人・知人に比べ、気軽に相談できる相手先となることは難しいですが、公的な相談機関としての役割を継続して周知していくことが求められます。

課題3 母親の就労状況の変化

ニーズ調査において、母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在の就労割合は、就学前児童保護者が62.9%、小学生保護者が68.1%でした。平成27年の調査と比較すると、母親の就労率は就学前児童で12.3ポイント、小学生で1.3ポイント高くなっています。

ニーズ調査では、本市の定期的な教育・保育事業を「利用している」就学前児童は68.0%ですが、未利用者の10.1%は「利用したいが、保育・教育事業に空きがない」と回答しています。子ども人口は減少が見込まれますが、保護者の就労率向上により、幼稚園の預かり保育や保育所、放課後児童クラブのニーズが高まる可能性があります。

課題4 育児休業を取得または取得中の母親は80.2%、父親は3.4%

ニーズ調査では、子どもが生まれた時に「働いていなかった」と回答した方を除いた就労者のうち、育児休業を取得または取得中の母親は80.2%、父親は3.4%となっています。また、母親は前回調査時（73.7%）に比べて6.5ポイント、父親は前回調査時に比べ2.0ポイント増加しています。しかし、父親が育児休業を取得していない理由に「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と回答した方が20.8%いました。

父親の育児休業取得に向け、職場環境の整備と公的支援制度の周知・普及に加え、父親の育児参加への働きかけも求められます。



第3章

計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

《基本理念》

「子どもたちを健やかに育むまちに」をめざして

本市では、すべての子どもたちを、健やかに育むまちであるため、あたたかな心でふれあえる市を次世代に残せるように、家庭、地域、行政が一丸となった取り組みを推進してきました。

本計画では、すべての子どもが健やかに成長できるよう、良質かつ適切な子ども・子育て支援を提供するとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減に配慮した施策を推進するために、第一期計画の基本理念を継承し、その実現に向けさらなる追求に努めます。

2 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、5つの目標を設定して総合的に施策を推進します。

基本目標1 安心して子育てのできる環境の充実したまち

妊娠期からの継続的支援を充実させ、安心して子育てのできる環境の充実を図ります。

基本目標2 子どもや母親の健康・保健・医療の充実したまち

母子ともに健康でいられるように、様々な健診、指導、相談機能の充実を図ります。

基本目標3 未来の「とみや」を担う子どもたちの教育の充実したまち

幼児教育及び学校教育の充実を図り、あわせて子どもたちを地域ぐるみで見守り育てる環境づくりを促進します。

基本目標4 子どもを支援する生活環境の整備されたまち

安心して暮らせる住環境の整備を形成し、安全で安心なまちづくりを推進します。

基本目標5 すべての児童の健全育成を目指すまち

すべての児童の健全な心身の成長を図るため、経済的支援を実施するほか、児童虐待・DV防止対策や障がい児施策の充実を図ります。

3 施策の体系図

《基本理念》

「子どもたちを健やかに育むまちに」をめざして

1 安心して子育てのできる環境の充実したまち

(1) 健やかな妊娠・出産にむけて
妊娠期からの切れ目ない支援

- ① 母子健康手帳交付事業
- ② 産前・産後サポート事業
(産前：プレママ・プレパパ学級)
- ③ 妊婦支援事業(プレママコール・すくすく相談)
- ④ 妊婦一般健康診査事業

(2) 不妊への支援

- ① 不妊治療費助成事業

(3) 保育サービスの充実

- ① 通常保育事業
- ② 特別延長保育
- ③ 一時保育事業
- ④ 病後児保育
- ⑤ 休日保育
- ⑥ 夜間保育
- ⑦ 保育施設の整備運営事業
- ⑧ 私立認可保育園に対する支援
- ⑨ 保育ママ事業
- ⑩ 認可外保育園に対する支援
- ⑪ 認可外保育園保育料補助事業

(4) 子育て支援サービスの充実

- ① 子育て支援施設の設備・運営
- ② 家庭教育学級事業
- ③ 子育てに関する情報の提供や相談
- ④ 子育て情報誌の発行

(5) 地域における子育て支援の充実

- ① 育児グループによる育成支援
- ② 地域活動組織による育児支援サービス事業
- ③ 子育てボランティア育成とネットワークづくり
- ④ ファミリーサポート事業



2 子どもや母親の健康・保健・医療の充実したまち

(1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

- ① 子育て支援センター『とみここ』
【母子健康包括支援センター】の運営
- ② 母子保健訪問指導事業（産婦・新生児訪問）
- ③ 乳児健康診査（2か月児健康診査・
8か月児健康診査）
- ④ 各種健康診査（乳児健康診査・1歳6か月
健康診査・2歳6か月児歯科健診・3歳児
健康診査）
- ⑤ 産前・産後サポート事業
（産後：赤ちゃんとお母さんのおしゃべりサロン）
- ⑥ 産後支援事業
- ⑦ 育児支援教室（離乳食教室・子育て講座）
- ⑧ 相談支援事業（来所相談・すくすく相談）
- ⑨ 発達経過観察教室（親と子の教室）
- ⑩ 療育支援事業

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

- ① 学校保健や関係機関と母子保健の連携
- ② 学校における食育の推進
- ③ 薬物乱用防止についての取組
- ④ 飲酒・喫煙についての取組
- ⑤ 性教育・命の授業等の取組
- ⑥ スクールカウンセラー事業

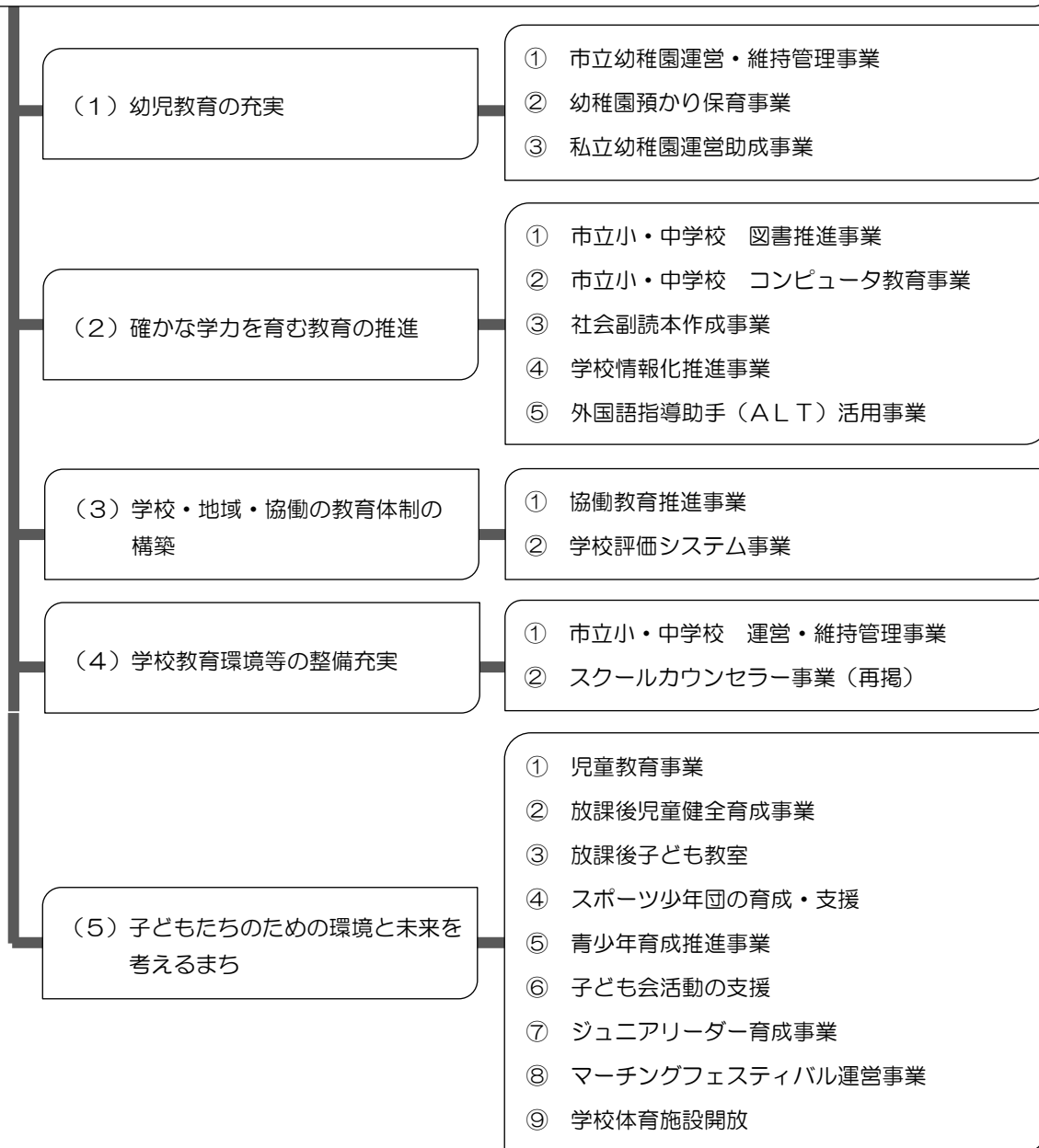
(3) 食育の推進

- ① 妊娠期から育児期における食育
- ② 学校における食育の推進（再掲）
- ③ 富谷市食育推進計画に基づく食育の推進

(4) 小児医療の充実

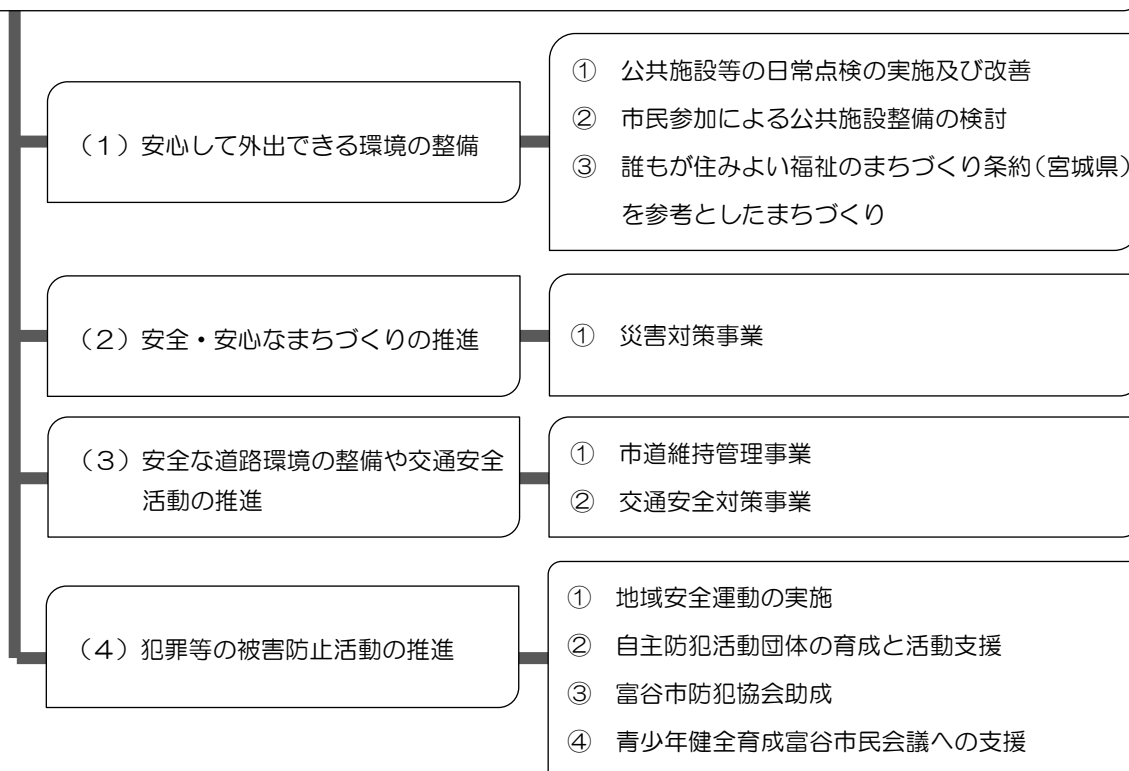
- ① 予防接種事業
- ② 子ども医療費助成事業
- ③ 医療機関等との連携

3 未来の「とみや」を担う子どもたちの教育の充実したまち





4 子どもを支援する生活環境の整備されたまち



5 すべての児童の健全育成を目指すまち

(1) 経済的支援の充実

- ① 奨学金制度
- ② 母子福祉会活動の支援
- ③ 母子・父子家庭医療費助成
- ④ 児童扶養手当制度の趣旨普及
- ⑤ 母子貸付資金事業
- ⑥ 要・準要保護児童・生徒援助費補助事業
- ⑦ ひとり親家庭自立支援給付金事業
- ⑧ 母子生活支援施設・助産制度

(2) 児童虐待・DV防止対策の充実

- ① 富谷市児童等虐待防止連絡協議会
- ② 子育ての不安や虐待、DV等に関する相談体制の充実
- ③ 児童虐待やDV等の予防及び早期発見のための意識啓発活動

(3) 障がい児施策の充実

- ① 障がい児通所支援事業
- ② 自立支援医療費給付（育成医療）
- ③ 相談業務
- ④ 障がい児相談支援事業
- ⑤ 障がい児の理解促進
- ⑥ 就学教育相談事業



第4章

子育てに関する施策の展開



第4章 子育てに関する施策の展開

次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」（以下「指針」という。）については、平成27年4月から適用され、本計画においてもこの指針に則して次世代育成支援対策の実施に関して策定しています。市町村は、指針に則して地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等について、5年ごとに計画を策定ができるとされています。このため、前期計画（第一期計画）に係る必要な見直しを令和元年度までに行った上で令和2年度から令和6年度を期間とする後期計画（本計画）の策定が望ましいとされています。

今回の改正事項は以下の9項目が指摘されていますが、本市は現状の課題や今後の施策の方向性を踏まえて第一期計画で改訂が必要な施策について追加・修正を行いました。

- ① 「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日付け文部科学大臣、厚生労働大臣連名通知）の策定を踏まえた、放課後児童対策の考え方に関する記載の追加
- ② 平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた、児童虐待防止に関する記載の追記
- ③ 社会的養育の充実「都道府県社会的養育推進計画の策定について」（平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づいた、策定する旨の更新
- ④ 子育て世代包括支援センターや産婦健診、産後ケア事業等に関する記載の追加
- ⑤ 医療的ケア児に関する記載の追加
- ⑥ 登下校防犯プラン（平成30年6月22日関係閣僚会議決定）や未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策（令和元年6月18日関係閣僚会議決定）に関する記載の追加
- ⑦ 住生活基本計画（平成28年3月18日閣議決定）を踏まえた、良質な住宅の確保に関する記載の更新
- ⑧ 育児・介護休業法の改正を踏まえた、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備に関する記載の充実
- ⑨ 働き方改革関連法の成立等を踏まえた、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する記載の充実

第一期計画における施策の評価ランクは、以下のとおりです。

◆ 各施策の評価指標 ◆

「A」：目標達成

「B」：推進できた

「C」：実施中である

「D」：実施したが見直しが必要

「E」：未実施



基本目標1 安心して子育てのできる環境の充実したまち

本市の特徴として転入世帯が多く、核家族化が進行し、妊娠期や出産後における新たな生活への不安について身近な人へ相談がしづらく、ともすれば孤立化した育児につながる傾向があります。

推進施策（１）健やかな妊娠・出産にむけて妊娠期からの切れ目ない支援

- 妊娠期の体調や出産に関する不安や悩みについての解消を図り、健やかな出産を迎えられるよう支援します。
- 妊婦一般健康診査の助成をすることにより、経済的負担の軽減を図るとともに未受診者を解消し、健全な出産が迎えられるよう支援します。
- また、妊娠期からの切れ目ない支援として、医療機関との連携を強化し、支援を要する妊婦には早期に支援を行えるような体制づくりに努めます。

母子健康手帳交付事業	担当課： とみや子育て支援センター	評価：A
【事業内容及び現状】 ◆とみや子育て支援センター『とみここ』（母子健康包括支援センター）を拠点に、母子健康手帳集団交付では、安心・安全な出産のために保健師・助産師・栄養士から総合的に妊娠期に必要な保健指導を実施します。転入妊婦を含めた妊婦全件に対し、専門職（保健師・助産師）による面接を実施し、サポートプランを活用しながら子育て支援サービスの紹介に努め、妊娠期からの切れ目ない支援のスタートとします。 【評価理由・今後の方針等】 ◆母子手帳交付全件に対し、専門職（保健師・助産師）による面接を実施し、安心・安全な出産に向けての保健指導及び、育児ヘルプサービス、保育所情報など子育て支援サービスの紹介に努めました。 ◇今後も継続して実施していきます。		
産前・産後サポート事業 （産前：プレママ・プレパパ学級）	担当課： とみや子育て支援センター	評価：A
【事業内容及び現状】 ◆転入者の多いまちとして子育てにつながる仲間づくり・交流を目指したプレママ・プレパパ学級を開催します。妊婦だけでなく妊婦の夫も参加しやすい体制に努め、妊娠期から専門職と顔の見える関係づくりに努めます。 【評価理由・今後の方針等】 ◆とみここを拠点に、プレママ・プレパパ学級として教室を開催し、妊婦だけでなく妊婦の夫も参加しやすい体制に努めました。転入者の多いまちとして子育てにつながる仲間づくりを目指した妊婦同士の交流の場を提供しました。 ◇今後も継続して実施していきます。		
妊婦支援事業 （プレママコール、すくすく相談）	担当課： とみや子育て支援センター	新規
【事業内容及び方向性】 ◆妊娠期からの切れ目ない支援として、安心して出産、育児期を迎えられるよう妊娠中に保健師・助産師から妊婦への電話確認・相談を実施し、必要な支援につなげていきます。 ◆すくすく相談にて、妊娠期からの相談に対応します。		

妊婦一般健康診査事業	担当課： とみや子育て支援センター	評価：A
【事業内容及び現状】 ◆健康な母体で妊娠・出産が行えるように健康診査を推進するとともに、健康診査助成券を交付し妊婦の経済的負担の軽減を図ります。 【評価理由・今後の方針等】 ◆健康な母体での妊娠・出産が行えるよう、医師会の意向を受け、平成30年度より妊婦健康診査の助成額を拡大し、経済的負担の軽減を図りました。 ◇今後も継続して実施していきます。		

推進施策（２）不妊への支援

○子どもをもちたいと望む夫婦が、経済的理由で不妊治療を断念することがないように、経済的負担の軽減に努めます。

不妊治療費助成事業	担当課： とみや子育て支援センター	新規
【事業内容及び方向性】 ◆宮城県不妊治療助成事業の対象者に対し、上乘せする形で不妊治療費の助成を実施します。 ◆市の広報やホームページへの掲載のほか、各出張所、保健所等でリーフレットを配布します。		

推進施策（３）保育サービスの充実

- 女性就労者の増大及び核家族化の進行等により保育所に対する需要が増えており、今後しばらくはこの傾向が続くものと考えられます。
- 認可保育所においては、定員増あるいは新設等により待機児童解消を図るとともに、総合施設（幼保一体化）の検討といった既存施設におけるサービスのあり方を整理しながら保育環境の充実に努めます。
- また、アンケート調査等でも明らかになった多様な保育サービスを実施することにより保育内容の充実を図り、保育所を地域の子育て支援の拠点として捉え、その機能を十分に活かす方策を推進します。
- さらに、認可外保育園の利用者も多いことから、その支援策を進めていきます。

通常保育事業	担当課：子育て支援課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆保護者が就労や疾病等の理由により、家庭で保育できない場合に保護者に代わって乳幼児を保育するとともに引き続き保育環境整備を行います。 ※令和２年１月現在、定員1,005名、市立４所、私立認可10園で実施しています。 【評価理由・今後の方針等】 ◆平成30年度に待機児童ゼロを達成しましたが、申請数の増加により、現在待機児童は増加傾向にあります。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		



特別延長保育	担当課：子育て支援課	評価：A
【事業内容及び現状】 ◆保育園の通常の開所時間外の保育ニーズに対応した保育事業を進めます。 市立（4所） 月～金曜日 18:15～19:00 私立認可（9園） 月～金曜日 18:15～19:15もしくは18:00～19:00 【評価理由・今後の方針等】 ◆市内ほぼ全ての保育所で延長保育を実施し、保育ニーズに対応することができました。 ◇今後も継続して実施していきます。		
一時保育事業	担当課：子育て支援課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆保護者の就労や疾病、冠婚葬祭、介護・育児疲れ解消等の理由により、児童の保育が困難になったときの一時的な預かり保育を行います。 ※現在、市立2所、私立認可2園で実施しています。 【評価理由・今後の方針等】 ◆保育所の一時的な利用という保育ニーズに対応できましたが、公立保育所においては、保育士の不足により実施できなかった時期がありました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		
病後児保育	担当課：子育て支援課	評価：A
【事業内容及び現状】 ◆病気回復期で集団保育が困難な期間を一時的に預かり、保護者の子育てと仕事を両立するため支援します。 ※現在、市内1施設、市外3施設の医療機関で実施しています。 【評価理由・今後の方針等】 ◆市内及び市外施設において実施できました。 ◇今後も継続して実施していきます。		
休日保育	担当課：子育て支援課	評価：E
【事業内容及び現状】 ◆保護者の仕事の関係で休日の保育が必要な家庭に対する支援策の実施に向けて検討します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆保育士不足により実施できませんでした。 ◇事業の充実を図るため、体制等の見直しを検討し、今後も継続して実施していきます。		
夜間保育	担当課：子育て支援課	評価：E
【事業内容及び現状】 ◆保護者の仕事の関係で夜間保育が必要な家庭に対する支援策の実施に向けて検討します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆保育士不足により実施できませんでした。 ◇事業の充実を図るため、体制等の見直しを検討し、今後も継続して実施していきます。		
保育施設の整備運営事業	担当課：子育て支援課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆待機児童の解消や今後の保育サービスについて、民間による運営など多様な運営手法の検討を行い、保育施設の効率的な運営を図ります。 【評価理由・今後の方針等】 ◆入所申請数の増加に伴い、保育所の新設、増設により平成30年度に待機児童ゼロを達成することができましたが、現在は待機児童は増加傾向にあります。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		

私立認可保育園に対する支援	担当課：子育て支援課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆保育園運営基盤の強化及び環境整備を図ります。 【評価理由・今後の方針等】 ◆各事業に対し補助金を交付する等、支援を行うことができました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		
保育ママ事業	担当課：子育て支援課	評価：A
【事業内容及び現状】 ◆保護者の労働その他の理由により日々家庭での養育が困難な低年齢児（おおむね3歳児未満）に対して、保育士等（保育士の資格者、子育て経験者）の住居において保育を行う事業を進めます。 ※現在、3施設で実施しています。 【評価理由・今後の方針等】 ◆低年齢児の保育の実施ができました。		
認可外保育園保育料補助事業	担当課：子育て支援課	評価：A
【事業内容及び現状】 ◆待機児童対策の一環として認可外保育園入園児童の保護者の経済的負担軽減を図ります。 【評価理由・今後の方針等】 ◆待機児童となり、やむを得ず認可外保育園を利用する保護者に、補助金を交付し支援を行いました。 ◇今後も継続して実施していきます。		

推進施策（４）子育て支援サービスの充実

- 家庭で子育てをしている人たちを対象として、交流あるいは情報交換等の場を設けることなどによって精神的な負担の解消に努めるとともに、一時的に子どもを預ける施策を展開するなど、子育て支援の充実に努めます。
- また、地域における子育て支援の取組についての情報収集と、各種子育て支援事業間の連携・調整を行う機能の充実に努めるなど、市内全域での子育て支援の円滑な推進に努めます。



子育て支援施設の設備・運営	担当課： 子育て支援課 とみや子育て支援センター	評価：A
【事業内容及び現状】 ◆子育てをしている人たちに対して、育児に関する相談や各種子育て情報の収集・発信、親子交流スペースの提供、乳幼児の一時預かりのほか、子育て自主グループ・ボランティアグループ等の活動支援と各種子育て支援事業の連携・調整、各種健診場所の確保を行っています。 【評価理由・今後の方針等】 《子育て支援課》 ◆親子の交流スペースの提供は、身近な地域での子育てサロン等親子で集える場の整備充実を最重点プロジェクトとし、西コミ子育てサロン、各公民館のプレイルーム、各こども園の子育て支援事業など、身近な地域で親子で過ごせる場の整備充実を図ってきました。 ◆乳幼児の一時預かりは、西コミ子育てサロンにて実施しました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。 《とみや子育て支援センター》 ◆平成29年度より、とみや子育て支援センター『とみここ』を開所し、子育て世代包括支援センター（母子保健型）として、妊娠期から子育て期までの相談支援及び母子保健事業（乳幼児健診・教室）の拠点を整備しました。 ◆とみここでの子育て支援として、各種子育て情報の収集と情報発信（子育て情報誌、とみここ通信の発行）、親子交流スペースとして、月2回程度のとみここ開放「あそびのひろば」等の実施、子育て講座の開催、子育てサークル・サロンの活動支援（情報交換会、遊具貸出、とみここ通信への掲載）を行いました。		
家庭教育学級事業	担当課：公民館	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆親子遊びを通してあたたかな笑い声の響く家庭づくりを推進するため、2・3歳児とその親（保護者）を対象に全公民館で開催します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆発達過程にあわせて、これまでの2・3歳児とその親を対象とした幼児学級と1歳児とその親を対象とした幼児学級を実施し、子どもの仲間づくりと親の子育て支援に努めました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		
子育てに関する情報の提供や相談	担当課： とみや子育て支援センター	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆市ホームページ、SNSや広報誌により情報の提供を実施します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆市ホームページに富谷市子育て支援サイト「とみやっこ」を開設し、より分かり易い情報提供を実施しました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		
子育て情報誌の発行	担当課： とみや子育て支援センター	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆子育てに関する情報を提供するため、各制度を子育て段階ごとに整理した情報誌を作成・配布します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆民間業者とタイアップし、無料で子育て情報誌を作成し、新生児、転入者を中心に配布しました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		

推進施策（５）地域における子育て支援の充実

○地域においてお互いに支え合う人間関係の中で子育てができるよう、住民相互の子育てサポートを活発にするための支援を行うとともに、地域の子育て支援にかかる資源が有効に活用され、かつ利用対象者にきちんと周知できるようなシステムの構築を図ります。

○地域における子育て支援の意義や役割について啓発活動を行います。

育児グループによる育成支援	担当課： 長寿福祉課（社会福祉協議会）	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆乳幼児を持つ親子が集い、子育てボランティアによる遊びの提供と親子の交流を行います。 ・社会福祉協議会主催 ・子育てボランティアの育成 ・子育て相談適宜開催 【評価理由・今後の方針等】 ◆子育てサロン「とことこ」の実施により、親子同士の出会いの場、遊びの場を提供しました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		
地域活動組織による育児支援サービス事業	担当課：産業観光課 （シルバー人材センター）	評価：A
【事業内容及び現状】 ◆シルバー人材センターによる以下の子育て支援事業を支援します。 《育児支援サービス事業》 ・保育園等の送迎や産前・産後の保育や家事支援等 《子育てサロン》 ・地域の子育てサロンの開催により、乳幼児を持つ親子がいつでも自由に集えます。 《一時預かり事業》 ・乳幼児を一時的に子育てサロン等で預かる事業 【評価理由・今後の方針等】 ◆子育て支援センターをはじめとする市当局と連動性の高い体制が整備できており、事前にニーズを把握することで迅速かつ臨機な対応が可能となっています。この連携により確実に利用者も増えてきています。一方で、こうした受け皿があることを継続的に周知していくことも必要です。 ◆今後も継続して実施していきます。		
子育てボランティア育成とネットワークづくり	担当課： 長寿福祉課（社会福祉協議会）	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆子育て支援ボランティア活動の支援 ・子育て支援ボランティア講座 ・養成した人材の活動の場の提供とネットワーク化の支援 【評価理由・今後の方針等】 ◆ボランティアセンターと協力して、子育てボランティア登録者に対してのスキルアップや情報交換等を行いました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		



ファミリーサポート事業	担当課：子育て支援課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆育児の援助を受けたい人で行いたい人たちが会員になり、互いに援助しあう会員組織の活動に関する連絡調整を行います。 ※富谷市社会福祉協議会に委託して実施しています。 【評価理由・今後の方針等】 ◆保育施設や児童クラブ・習い事の送迎での利用が多い状況となっており、継続した事業推進が望まれます。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		

基本目標２ 子どもや母親の健康・保健・医療の充実したまち

少子化や核家族化、女性の社会進出の進展等の社会環境の変化を背景に、子育て経験や身近な子育てでモデルに触れることなく、子育てをスタートし、様々な悩みや育児不安を抱える家庭が増えてきていることから、それぞれの個別性に対応した細やかで切れ目ない支援が求められています。

また、学童期・思春期の子どもたちをめぐる社会環境は日々変化しており、スマートフォンなどの普及により、SNSに起因した様々なトラブルや、スマホ依存などの危険性に翻弄され、心身の不調や生活習慣の乱れをきたし不登校などに発展するケースも見られます。そのほか、母子分離不安や発達障がい等からくる学校生活への適応の難しさにより保健室での個別支援が必要なケースもあります。

学童期・思春期より子ども自身が心や体の健康や命の大切さを学び、主体的により良い生活習慣の確立や健康づくりに取り組めるよう、学校や地域の関係機関の連携の下に支援することが求められています。

乳幼児期から学童期・思春期までの心身の発達のために、様々な観点からの健康管理、病気の予防や早期発見を目的とした各種健診や指導、相談の充実、学校や地域の関係機関の連携した保健対策を図ります。

推進施策（１）切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

- すべての子どもたちが健やかに育つことができるよう、妊娠期から育児期にわたる切れ目ない妊産婦・乳幼児への支援を『とみここ』（母子健康包括支援センター）を拠点に展開します。
- 妊娠期からの児童虐待防止を目指し、特に妊娠期から新生児・乳児期にきめ細やかな育児支援をいたします。
- 親子が発信する様々な育てにくさのサインを受け止め、丁寧に向き合い子育てに寄り添う支援の充実を図ります。
- 発達障がい等の不安がある親子に対し、臨床心理士を中心とした経過観察児ケア事業を展開します。

子育て支援センター『とみここ』 【母子健康包括支援センター】の運営	担当課： とみや子育て支援センター	新規
【事業内容及び方向性】 ◆平成29年4月に開所した子育て支援センター『とみここ』（母子健康包括支援センター）にて、母子保健事業を基盤に子育て支援事業を展開し、妊娠期から育児期までの切れ目ない包括的支援の拠点として事業運営を行います。		



母子保健訪問指導事業（産婦・新生児訪問）	担当課： とみや子育て支援センター	評価：A
【事業内容及び現状】 ◆産婦・新生児訪問を『乳児家庭全戸訪問事業』として出産した全ての家庭を訪問し、母子の健康状態・乳児の発育・発達の確認、必要な保健指導を実施します。特にEPDS（エジンバラ産後うつ質問票）を用いて母の育児不安のサポートに努め、状況に合わせて支援が必要な母子に対し適切なサービス提供を行います。 また、家庭児童相談室と連携を図り新生児訪問の結果を共有化し虐待予防に寄与します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆産婦・新生児訪問を『乳児家庭全戸訪問事業』として実施し、母子の健康状態・乳児の発育・発達の確認、必要な保健指導を実施し、状況に合わせて支援が必要な母子に対し適切なサービス提供を行いました。 ◇今後も継続して実施していきます。		
乳児健康診査 （2か月児健康診査・8か月児健康診査）	担当課： とみや子育て支援センター	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆乳児健康診査無料券を交付し医療機関にて乳児の発育・発達の確認と疾病の早期発見、早期治療につなげます。受け忘れがないよう随時受診勧奨に努めます。医療機関と連携し、支援が必要な母子に対し早期に支援を実施します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆乳児健康診査無料券（2か月児、8～9か月児）を交付し、医療機関での健診受診を勧めました。健診結果を元に継続支援に努めました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		
各種健康診査（乳児健康診査・1歳6か月児健康診査・2歳6か月児歯科健診・3歳児健康診査）	担当課： とみや子育て支援センター	評価：A
【事業内容及び現状】 ◆『とみここ』を会場に各月齢に応じた健康診査を実施し、乳幼児の健やかな発育・発達の確認を行い、異常の早期発見に努めます。 また、両親の育児状況の確認を行い、地域で安心して育児に取り組めるよう支援します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆平成29年度の『とみここ』開所に伴い、会場的にスムーズな乳幼児健診の運営が可能になりました。また、各公民館で開催していた「はっぴー教室」を歯科医師による「2歳6か月児歯科健診」として開催しました。 乳幼児の健やかな発育・発達の確認だけでなく、両親の育児状況の確認を行い、地域で安心して育児に取り組めるよう支援しました。 ◇今後も継続して実施していきます。		
産前・産後サポート事業 （産後：赤ちゃんとお母さんのおしゃべりサロン）	担当課： とみや子育て支援センター	新規
【事業内容及び方向性】 ◆切れ目ない支援の一環として生後2ヶ月の乳児を持つ母を対象に『とみここ』にてサロンを開催し、情報交換、交流、乳児への関わり方のアドバイス、遊び場の紹介、個別相談を実施します。		
産後支援事業	担当課： 子育て支援課 とみや子育て支援センター	新規
【事業内容及び方向性】 ◆特に出産後の育児不安の解消や支援体制の整備を重要課題と捉え、産後育児ヘルパー派遣事業のほか、産婦健診や産後ケア事業等の体制整備を行います。		

育児支援教室（離乳食教室・子育て講座）	担当課： とみや子育て支援センター	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆食のスタートである乳幼児期に望ましい食習慣、むし歯予防の方法、意識向上及び実践が行えるよう支援します。 ◆『とみここ』子育て支援事業として、各種子育て講座を開催し、親が安心して子育てし、子が健やかに成長できるよう支援します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆『とみここ』を拠点に、離乳食教室を月齢別に3種類開催し、よりきめ細かい支援を行いました。また、平成30年度より、「2か月の赤ちゃんとお母さんのおしゃべりサロン」を開催し、特に乳児期の切れ目ない支援に努めました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		
相談支援事業（来所相談・すくすく相談）	担当課： とみや子育て支援センター	新規
【事業内容及び方向性】 ◆母子健康包括支援センターとして、専門職が随時相談に乗れるような体制を整え、内容によっては関係機関と連携しながら包括的に支援いたします。 毎月1回「すくすく相談」として、心理士・保健師・助産師・栄養士による相談会を開催し、気軽にできる相談会を定期的に持つことで切れ目ない支援につなげます。		
発達経過観察教室（親と子の教室）	担当課： とみや子育て支援センター	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆育てにくさを感じる親に寄り添う支援として、発達経過観察教室（親と子の教室）を実施し、発達や育児上に支援の必要な親子等に対し、専門職と一緒に経過を確認しより良い育児を考える場として遊びの教室を展開します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆育てにくさを感じる親に寄り添う支援として、発達経過観察教室（親と子の教室）を実施し、発達や育児上に支援の必要な親子等に対し、一緒に経過を確認しより良い育児を考える場として遊びの教室を提供しました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		
療育支援事業	担当課： とみや子育て支援センター	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆児童相談所で担ってきた乳幼児精神発達精密健康診査が市に移管される方針（令和3年完全移行）を受け、臨床心理士を中心に乳幼児精健及び事後指導を含む発達相談事業の体制整備とさらなる充実に努めます。 ◆育てにくさに寄り添うため、発達に関する勉強会を開催し育児や療育の支援とします。 ◆自閉症スペクトラム障がいの子を育てる親の会（自主グループ）の支援を行います。 ※「発達相談事業」から事業名を変更しました。 【評価理由・今後の方針等】 ◆平成27年4月にこども発達支援センター『あかいしの森』が市内に開所し、対象児を早期療育につなげやすくなりました。平成29年4月に『とみここ』開所と同時に正職の臨床心理士を配置し、発達相談の充実化や『子育てに困っているお母さんたちの学びの会』という育てにくさを感じている親を対象に発達や対応に関する勉強会を開催し、療育支援に努めました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		



推進施策（２）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

○次世代を担う学童期・思春期の子どもたちが、主体的に健康づくりに取り組んでいけるよう学校保健や関係機関と連携し推進していきます。

○学童期・思春期より命の尊さや妊娠・出産・育児に関心をもてるような機会を教育委員会等と連携しながら進めていきます。

学校保健や関係機関と母子保健の連携	担当課： 学校教育課 とみや子育て支援センター	新規
【事業内容及び方向性】 ◆市内養護教諭と母子保健担当者情報交換会を開催し、児童・生徒の健康状態や学校保健の取組について把握し、健康課題の共有化を図り連携推進していきます。		
学校における食育の推進	担当課：給食センター	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆児童・生徒に対し食に関する学習を通して、食べる楽しさや食への関心・興味を深め、望ましい食習慣を身に付けるため支援します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆栄養士等による食に関する指導や授業を、市内の全小中学校の児童・生徒に行いました。また、学校での試食会や給食センターでの試食会等において、保護者等にも食習慣の現状と、学校・家庭における食生活のあり方などの食指導に努めました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		
薬物乱用防止についての取組	担当課：学校教育課	新規
【事業内容及び方向性】 ◆小・中学校の学校保健の中で、「薬物乱用防止教室」を実施します。		
飲酒・喫煙についての取組	担当課：学校教育課	新規
【事業内容及び方向性】 ◆小・中学校の保健等の教科学習を通し、学習の機会を設けます。		
性教育・命の授業等の取組	担当課： 学校教育課 とみや子育て支援センター	新規
【事業内容及び方向性】 ◆小・中学校の学習指導要領に並び、保健等の教科学習を通し実施します。 ◆「赤ちゃん登校日」（年1校）を開催し、児童・生徒に赤ちゃんとの触れ合いやお母さん方の気持ちをきくことから命の大切さを学ぶ機会を提供します。		
スクールカウンセラー事業	担当課：学校教育課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆児童・生徒や保護者が抱える多様化した問題に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員等を活用し、個々に応じた支援体制をつくり、教育相談の充実を図ります。 【評価理由・今後の方針等】 ◆生徒指導部内にスクールカウンセリング部門を位置づけし、学校における生徒指導体制との効果的な連携を図りながら、学校生活で悩みを抱えていたり、思春期における情緒不安定な生徒や不登校、いじめ等に対する心のケアや問題行動等の未然防止に努めました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		

推進施策（３）食育の推進

- 妊産婦を対象とした、食に関する指導や情報提供を強化します。
- 妊娠期から乳幼児期における、望ましい食習慣の定着を図ります。
- 第３期富谷市食育推進計画に基づき、将来を担う子どもと、その家族に向けた食育を推進しています。

妊娠期から育児期における食育	担当課： とみや子育て支援センター	新規
【事業内容及び方向性】 ◆生涯を通じて健康で過ごす土台づくりとなる基本的な食習慣や規則正しい生活習慣の獲得のため、妊娠期から乳幼児期における相談や教室を展開し支援します。		
学校における食育の推進（再掲）	担当課：給食センター	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆児童・生徒に対し食に関する学習を通して、食べる楽しさや食への関心・興味を深め、望ましい食習慣を身に付けるため支援します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆栄養士等による食に関する指導や授業を、市内の全小中学校の児童・生徒に行いました。また、学校での試食会や給食センターでの試食会等において、保護者等にも食習慣の現状と、学校・家庭における食生活のあり方などの食指導に努めました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		
富谷市食育推進計画に基づく食育の推進	担当課：関係各課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆規則正しい食習慣と生活習慣を身に付けることや、子どもの成長に応じた食体験を取り入れるなど、家庭や関係機関と連携・協力し、食育の推進に取り組めます。 【評価理由・今後の方針等】 ◆食育に携わる関係各課が関係機関と連携し、子どもやその家族に向けた食育事業に取り組み、食育の推進に努めました。 ◇今後も富谷市食育推進計画に基づき、計画的に食育事業を実施していきます。		

推進施策（４）小児医療の充実

- 予防接種の必要性和安全性の周知を健康診査、育児相談の場や広報、ホームページ等を活用して行うとともに、予防接種がより受けやすくなるような体制づくりに努めます。
- また、乳幼児医療費を助成し保護者の経済的負担を軽減し、適切な受診機会を確保することにより児童の健全育成と福祉の増進を図ります。

予防接種事業	担当課： とみや子育て支援センター	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆予防接種を実施して感染症の発生、蔓延を予防し公衆衛生の向上及び増進に寄与します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆県外里帰り先での予防接種に対する費用助成にも対応し、乳幼児の感染症予防に努めました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		



子ども医療費助成事業	担当課：子育て支援課	評価：A
【事業内容及び現状】 ◆乳幼児の医療費を助成することにより保護者の経済的負担の軽減を図ります。 ※「乳幼児医療費助成」から事業名を変更しました。 【評価理由・今後の方針等】 ◆平成27年10月に助成対象年齢を15歳から18歳に拡大し、保護者の経済的負担の更なる軽減を図ることができました。 ◇今後も継続して実施していきます。		
医療機関等との連携	担当課：子育て支援課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆地域での生活を安心して送れるよう医療機関や療育機関等との連携を図り、対象者の支援を図ります。 【評価理由・今後の方針等】 ◆子ども医療費助成の医療機関等窓口での現物給付を継続し、対象者の負担軽減に努めました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		

基本目標3 未来の「とみや」を担う子どもたちの教育の充実したまち

すべての子どもがふるさと富谷に誇りを持ち、豊かな心と生きる力・社会で活かす力を身に付けられるよう、発達過程に応じた系統的かつ柔軟な幼児教育・学校教育の充実や地域文化の継承や人を敬う心の形成などに取り組みます。

また、「学校評価システム」の継続実施のほか、学校図書館等の教育活動に取り組むとともに、安全性や情報化の進展などに対応した教育整備の充実を目指します。

推進施策（１）幼児教育の充実

○幼稚園における預かり保育などの運営や、幼児の就園促進のための各種助成を推進します。

市立幼稚園運営・維持管理事業	担当課：教育総務課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆市立幼稚園２園を適正に運営・管理し、幼児教育の充実に努めます。 【評価理由・今後の方針等】 ◆施設整備を計画的に行い、教育環境の充実、円滑な運営を進めた。支援を必要とする園児には教職員を継続雇用し、個々に対応した指導を行いました。富谷幼稚園においては平成29年度より３歳児保育を開始し幼児教育の充実に努めました。東向陽台幼稚園においては民営化を進めています。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		
幼稚園預かり保育事業	担当課：教育総務課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆市立幼稚園で預かり保育事業を実施し、保護者のニーズに合わせた保育の実施に努めます。また私立幼稚園で預かり保育を利用している保護者への助成を行い、就労と子育ての両立支援と保護者負担の軽減を図ります。 【評価理由・今後の方針等】 ◆市立幼稚園では預かり保育事業を行い、保護者の子育てと就労の両立を支援する体制を整えています。私立幼稚園では、預かり保育利用の保護者へ助成を行い、子育てと就労の両立支援と負担軽減を図りました。なお令和元年10月、幼児教育無償化開始により富谷市私立幼稚園預かり保育料助成は終了し、子育てのための施設等利用給付事業へ移行しました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		
私立幼稚園運営助成事業	担当課：教育総務課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆市内私立幼稚園に対し、運営費の一部を助成することにより、幼児教育の充実を図るとともに、保護者負担の軽減を図ります。 【評価理由・今後の方針等】 ◆市内私立幼稚園３園に運営費の一部を助成することで、幼稚園の教材・教具・遊具の購入費の一部として役立てられ、幼児教育の充実並びに保護者負担の軽減を図りました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		



推進施策（２）確かな学力を育む教育の推進

- 国際化や情報化など多様な社会環境に対応できる21世紀を生きる力を身に付けるための確かな学力を育む教育内容の充実を図ります。
- 文化・芸術・スポーツ活動への積極的な参加を促すことにより、子どもたちの特性を伸ばす教育を進めます。

市立小・中学校図書推進事業	担当課：学校教育課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆読書習慣の定着化と読書活動の充実を図るとともに読書から得られる子どもたちの「生きる力」の育成を目指します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆実態に応じた具体的な学習支援・技術支援や調べる学習の浸透に向けて、指導技術の向上のため研修会を実施しました。また、「富谷市図書館を使った調べる学習コンクール」を継続し、調べる学習を浸透させることで、多くの児童・生徒に学び方や問題解決能力の育成を図りました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		
市立小・中学校コンピュータ教育事業	担当課：学校教育課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆市立小・中学校の教育用コンピュータを適正に運用管理します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆各小中学校に必要なＩＣＴ機器、ソフトウェア、コンテンツの充実を図ることにより、ＩＣＴによる生徒の基本的な知識・技能を習得させるとともに、活用して課題を解決するための必要な思考力の習得を図りました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		
社会副読本作成事業	担当課：学校教育課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆小学校・中学校の社会科の補助資料として、副読本の活用を進めます。 【評価理由・今後の方針等】 ◆小学校３学年及び中学校１学年の社会科の授業や、総合的な学習の時間に児童・生徒が活用するための副読本を作成し、富谷市の歴史、文化、自然などに対する理解及び体験の深化や拡充を図りました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		
学校情報化推進事業	担当課：学校教育課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆授業等にインターネットを活用することによって、児童・生徒の情報化対応能力の向上を目指します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆小中学校における校内イントラネット及び高速インターネットの整備を行い、情報教育におけるＩＣＴ活用など、学校での教育の情報化について一層の充実に努めました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		

外国語指導助手（ＡＬＴ）活用事業	担当課：学校教育課	評価：Ｂ
【事業内容及び現状】 ◆外国語指導助手を活用し、外国語教育の充実と国際交流の進展を図ります。 【評価理由・今後の方針等】 ◆５名体制で事業を展開し、各学校に計画的に学習機会を提供し、子どもの外国語への興味・関心の向上と言語や文化の体験的な理解、及び積極的なコミュニケーション能力とＡＬＴとの交流を通じた国際的感覚を身につける力の育成に努めました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		

推進施策（３）学校・地域・協働の教育体制の構築

- 子どもたちが豊かにたくましく育つよう、地域人材の有効活用などによる教育プログラムを充実します。
- 地域と学校をつなぐ取り組みなど、子どもたちを地域ぐるみで見守り育てる環境づくりを促進します。

協働教育推進事業	担当課：生涯学習課	評価：Ｂ
【事業内容及び現状】 ◆「地域・学校・家庭をつなぐ取組」を地域、学校、行政が連携し、推進します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆地域ぐるみで子どもの教育を行う環境づくりと、社会全体の教育力の向上へつながっています。地域・学校・家庭がそれぞれにもっている特色を生かし、協働して子どもを育てる仕組みづくりを行っています。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		
学校評価システム事業	担当課：学校教育課	評価：Ｂ
【事業内容及び現状】 ◆各学校が構築した学校評価システムを効果的に運用し、地域から信頼され、地域とともに育つ学校づくりを目指します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆市独自で構築した「学校評価システム」の活用により、市内共通の評価項目をもとにした保護者による評価や教職員による自己評価、さらに学校関係者評価委員による評価を実施できました。また、保護者や地域のニーズに沿った学校運営や教育活動の改善を図り、教育水準の向上に努めました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		

推進施策（４）学校教育環境等の整備充実

- 児童・生徒数の推移などを踏まえて、学校規模の適正化・適正配置を進めるとともに、施設改修などを順次計画的に進め、より安心して学習できる環境を整備します。



市立小・中学校運営・維持管理事業	担当課：教育総務課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆施設の修繕、保守管理業務及び教材等の配備を進め、安全で安心な教育環境の整備を図ります。また、各小中学校へ特別支援教育支援員を配置し、児童・生徒の状況に応じた支援体制の充実に努めます。 【評価理由・今後の方針等】 ◆施設整備を計画的に実施し、合わせて保守管理業務を行い安定した教育環境の整備に努めました。また教材等の適切な配備を進め、快適な学習環境の確保を図り、さらに各小中学校へ特別支援教育支援員等を配置し、児童・生徒の状況に応じた支援体制の充実に努めました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		
スクールカウンセラー事業（再掲）	担当課： 学校教育課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆児童・生徒や保護者が抱える多様化した問題に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員等を活用し、個々に応じた支援体制をつくり、教育相談の充実を図ります。 【評価理由・今後の方針等】 ◆生徒指導部内にスクールカウンセリング部門を位置づけし、学校における生徒指導体制との効果的な連携を図りながら、学校生活で悩みを抱えていたり、思春期における情緒不安定な生徒や不登校、いじめ等に対する心のケアや問題行動等の未然防止に努めました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		

推進施策（５）子どもたちのための環境と未来を考えるまち

○子どもは、豊かな人間関係の中で健全に育成されるため、心身ともに健やかで社会性豊かな子どもに育てるため多様な体験をし、できるだけ多くの人とのかかわりを持つことができるような環境整備を行います。

児童教育事業	担当課：公民館	評価：D
【事業内容及び現状】 ◆地域の子どもたちが自由にプレイルームに来て遊び、地域住民の参画で異年齢交流や世代間交流事業を実施します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆児童クラブが、小学校敷地内に移ったことにより、プレイルームに来る児童が少なくなりました。しかし、事業は長期休みに実施し、異年齢交流を行いました。 ◇事業の充実を図るため、体制等の見直しを検討し、今後も継続して実施していきます。		
放課後児童健全育成事業	担当課：子育て支援課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆放課後に保護者のいない家庭の児童に対して適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成を図ります。 【評価理由・今後の方針等】 ◆全ての小学校敷地内へ児童クラブ棟を段階的に整備し、また、委託法人と協力し、児童へ適切な遊びと生活の場を提供し健全育成に努めました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		

放課後子ども教室	担当課：生涯学習課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆放課後の子どもたちの安全・安心な居場所として、地域の大人の参画を得ながら、体験学習、交流活動を実施し、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆地域のボランティアや公民館サークルの協力により、学年に合わせた事業展開や、学習アドバイザーによる学習支援により、子どもたちが安心して活動できる居場所づくりを実践しています。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		
スポーツ少年団の育成・支援	担当課：生涯学習課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆スポーツ少年団への補助や指導者の育成を図ります。 【評価理由・今後の方針等】 ◆スポーツ少年団各種活動支援や、各競技ごとに実施する交流大会の運営支援を実施しています。 ◆全国大会等出場者への補助金交付を行っています。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		
青少年育成推進事業	担当課：生涯学習課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆明日を担う青少年たちの健全育成への関心を高め、地域の関係団体と連携を図りながら効果的な活動を推進します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆地区連絡会が特色ある独自の活動を展開しています。また、少年の主張富谷大会が中学校で開催されることとなり、同世代の子どもたちがどのように感じているかを聞くことができ、自分を考えるいい機会となっています。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		
子ども会活動の支援	担当課：生涯学習課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆青少年健全育成を基盤として、子ども会の自主的活動の支援を図ります。 【評価理由・今後の方針等】 ◆子ども会の自主的活動の支援や、子ども会の組織運営補助金の交付を行っています。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		
ジュニアリーダー育成事業	担当課：生涯学習課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆理論・実技の研修を行い、地域の子ども会の指導者としての育成を行います。 【評価理由・今後の方針等】 ◆子ども会への派遣や、定例会等の自主的活動を行っています。また、小学生高学年対象のイン・リーダー研修会も、活動に自主性、協調性、積極性が見られるようになってきています。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		



マーチングフェスティバル運営事業	担当課：生涯学習課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆市内小学校、高校他、市内外のマーチングバンドが練習の成果を発表し、芸術文化の発展に寄与する音楽の祭典を開催します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆フェスティバル開催を通して、市民の芸術、文化意識の啓発、団体同士の交流、練習の成果を発表する機会となっています。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		
学校体育施設開放	担当課：生涯学習課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆市民の健康づくりや体力づくりのため、学校体育施設の開放を促進します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆地域住民にとって身近に利用できるスポーツ施設として、地域住民共通のコミュニティースポーツの拠点となっています。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		

基本目標４ 子どもを支援する生活環境の整備されたまち

緑が豊かで道路や都市公園などの都市施設が充実し、快適に安心して暮らせる居住環境を形成し、住む人が自慢し、住み続けたいと誇りにできる市・富谷の実現を目指します。

防災や防犯など安全で快適な居住環境の形成を図り、安心して住み続けることのできる市を目指します。

推進施策（１）安心して外出できる環境の整備

○子どもや高齢者・障がい者等が利用する際の危険箇所等の点検を行い、道路、公園等の基盤施設や公共施設、身近な生活環境の改善・整備を進めます。

公共施設等の日常点検の実施及び改善	担当課：施設所管課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆高齢者や障がい者等が利用する際の危険箇所等の点検を行い、道路公園等の基盤施設や公共施設、身近な生活環境の改善・整備を進めます。 【評価理由・今後の方針等】 ◆各公共施設等において、危険箇所等の点検を定期的の実施し、身近な生活環境の改善・整備に努めました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		
市民参加による公共施設整備の検討	担当課：施設所管課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆人にやさしい施設や環境づくりを進めるために市民参加機会の拡充を進めます。 【評価理由・今後の方針等】 ◆市民参加機会の拡充に努めました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		
誰もが住みよい福祉のまちづくり条例（宮城県）を参考としたまちづくり	担当課：施設所管課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆人にやさしいまちづくり指針などに則し、民間の住宅や市民が利用する施設の改善を促進します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆公共施設の建設等を実施しました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		

推進施策（２）安全・安心なまちづくりの推進

○大規模災害時に備えて地域防災計画の啓蒙を行うとともに、有事の際に迅速に対応できる体制づくりを推進します。

○市民の防災知識の習得と意識の高揚を図るとともに地域防災コミュニティづくりを推進し、地域や職場での自主防災活動を促進します。



災害対策事業	担当課：防災安全課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆市役所職員用災害対応マニュアル ◆住民被災時行動プラン ◆災害対策本部運用訓練等の実施 ◆防災訓練及び防災教室等の実施 ◆防災啓発事業 ◆自主防災活動促進事業 ◆地域防災情報提供事業 ◆地震防災対策事業 ◆応援協定運用訓練等の実施 ◆防火・救急啓発事業 ◆火災予防運動の実施 ◆防火・救急教室等の開催 【評価理由・今後の方針等】 ◆各種災害対策事業の推進を図り、災害時の情報提供や平時の啓発事業を推進しました。また、自主防災組織の設立・活動について、引き続き取り組みました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		

推進施策（3）安全な道路環境の整備や交通安全活動の推進

- 警察や交通安全協会など関係機関と地域・学校・行政が協力連携しながら、交通安全教育や啓発活動を一層積極的に推進します。
- 危険箇所の点検・調査及び交通安全施設の整備を、計画的に進め、交通事故のない安全なまちづくりを進めます。

市道維持管理事業	担当課：都市整備課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆舗装補修、側溝整備事業 【評価理由・今後の方針等】 ◆特に通学路になっている市道については、学校関係との合同点検を実施。危険箇所として指摘を受けた箇所については、側溝整備や舗装補修等を実施し、児童等の安全安心に努めました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		
交通安全対策事業	担当課：防災安全課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆市道除融雪事業 ◆参加・体験型の交通安全教室の開催 ◆幼稚園児黄色い腕章の交付 ◆新入学児童黄色い帽子の交付 ◆事業所毎交通安全教室の促進 ◆街頭交通安全広報の実施 ◆交通安全広報活動 ◆交通安全運動の実施 ◆交通安全推進団体の推進 【評価理由・今後の方針等】 ◆警察、学校など関係機関とともに通学路安全点検を実施したほか、新入学児童対象の黄色い帽子の交付等幅広く事業を行いました。また、高齢者向けの安全教室を取り入れ、交通安全の推進を図りました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		

推進施策（４）犯罪等の被害防止活動の推進

- 警察や防犯協会を中心として防犯体制の整備として、交番を２か所に設置するなど青少年の非行防止を含め地域ぐるみの防犯活動を進めます。
- 人口増加を見据えた犯罪のない安心で安全な地域社会を実現するためには、防犯体制の充実と市民一人ひとりが自ら犯罪を防止する意識を持ち、地域が一体となった犯罪が起こりにくい環境づくりに努めます。

地域安全運動の実施	担当課：防災安全課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆全国地域安全運動（10/11～10/20）期間中、防犯啓発活動を実施します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆全国地域安全運動期間中をはじめ、黒川管内輪番で地域安全の日での活動のほか様々な機会を捉え、地域の防犯啓発活動を推進できました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		
自主防犯活動団体の育成と活動支援	担当課：防災安全課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆地域による防犯パトロール隊設立を推進します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆各地区の活動状況を情報共有し、自主防犯活動団体の活動推進に努め、既存組織の活動支援を行いました。地域の青色防犯パトロール活動の啓発、推進に努めました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		
富谷市防犯協会助成	担当課：防災安全課	評価：A
【事業内容及び現状】 ◆各行政区に所属する防犯代議員を中心に、地域パトロール事業を推進します。 ◆地域住民による市内巡回パトロール事業実施を支援します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆各地区協会の地域防犯活動を支援し、活動啓発に努め、地区協会での青色防犯パトロール活動を推進したほか、青色灯防犯パトロール車によるパトロール実施者の講習会を実施し、体制の強化を図りました。 ◆他団体とも協力し、市内巡回パトロールを実施しました。また、青色灯防犯パトロール車によるパトロールの普及に努め、地域の防犯パトロール活動の啓発、推進に努めました。 ◇今後も継続して実施していきます。		
青少年健全育成富谷市民会議への支援	担当課：生涯学習課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆青少年健全育成に関して、市民一人ひとりの理解と関心を高め、意識の高揚を図ることを目的とした諸活動への支援を実施します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆市民一人ひとりの理解と関心を高め、意識の高揚を図ることを目的とした諸活動への支援を実施しています。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		



基本目標5 すべての児童の健全育成を目指すまち

すべての児童の健全な心身の成長を図るため、児童虐待の防止対策を強化するほか、母子家庭等の自立支援を推進します。また、障がい児の主体的な社会参加や就労を支援し、自立した生活のできる地域社会の実現を図ります。

推進施策（１）経済的支援の充実

○母子・父子家庭への経済的支援制度の趣旨普及や精神面での支援を図ります。

奨学金制度	担当課：学校教育課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆経済的理由により修学が困難な学生及び生徒に無利子で奨学金の貸し付けを行い、修学を支援します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆富谷市出身の学生及び生徒であって、修学が困難な高等学校、高等専門学校、大学、専修学校の専門課程の学生及び生徒に奨学金の貸し付けを行いました。また、償還滞納額が増加傾向にあるため、奨学金貸付の目的を周知し、奨学金返済義務についての自覚を促すとともに、文書や夜間訪問での状況の確認と納付催告を行いました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		
母子福祉会活動の支援	担当課：子育て支援課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆母子家庭や寡婦の方々が支えあい、経済的・精神的自立と社会的地位の向上を目指す活動の支援を行い、地域における母子福祉の発展に努めます。 【評価理由・今後の方針等】 ◆総会への参加やチラシの窓口設置など広報等の活動を通じ支援しました。 ◇新規会員加入に向けて、より一層の周知活動を行っていきます。		
母子・父子家庭医療費助成	担当課：子育て支援課	評価：A
【事業内容及び現状】 ◆母子・父子家庭の医療費にかかる経済的負担を軽減し、適切な診療機会を確保することにより児童の健全育成と福祉の増進を図ります。 【評価理由・今後の方針等】 ◆令和元年10月より、未婚の1人親に対する所得制限を拡充し、医療費にかかる経済的負担の軽減、適切な診療機会の確保及び児童の健全育成と福祉の増進を図ることができました。 ◇今後も継続して実施していきます。		
児童扶養手当制度の趣旨普及	担当課：子育て支援課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆児童の健全な育成を図るため、父と生計をともにしていない児童の母あるいは養育者に対して支給します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆市民課住基・戸籍担当と連携し、受給者資格者の把握に努め趣旨普及を図りました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		

母子貸付資金事業	担当課：子育て支援課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆母子世帯等に対し必要な生活資金を貸し付け、独立の生計を営めるよう援助を行い、母子福祉の増進を図ります。 【評価理由・今後の方針等】 ◆年数件の申請及び貸付実績があり、母子家庭等の生計が営めるよう援助しました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		
要・準要保護児童・生徒援助費補助事業	担当課：学校教育課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆経済的な理由で就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品の購入など就学に必要な費用を助成します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆経済的理由によって就学困難な児童に対する援助として、保護者に対しての経済的負担の軽減として大いに効果がありました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		
ひとり親家庭自立支援給付金事業	担当課：子育て支援課	新規
【事業内容及び現状】 ◆ひとり親家庭の親が一定の教育訓練を受講した場合や、一定の専門的な資格を取得するための修業期間に、給付金を支給します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆平成28年の市制移行に伴い事業を開始しました。申請者について支給決定を行い、給付金を支給しました。		
母子生活支援施設・助産制度	担当課：子育て支援課	新規
【事業内容及び現状】 ◆様々な事情で子どもの養育が十分に出来ない場合に、母子が一緒に入所し支援が受けられます。助産制度は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により出産費用が準備できない方に、収入に応じた少ない費用で、安心して出産していただく制度です。 【評価理由・今後の方針等】 ◆平成28年の市制移行に伴い県から権限が委譲されました。必要性のある方への情報提供を行い、申請者が適切な支援を受けられるよう、関係機関への連絡調整等を行いました。		

推進施策（２）児童虐待・DV防止対策の充実

○児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長を図るため、虐待発生の予防と早期発見、早期対応を推進します。

また、DVや性暴力・児童虐待などのあらゆる暴力を許さない社会の形成を目指すために、これらの暴力の発生を防ぐための環境づくりを推進し、相談体制の充実に努めます。



富谷市児童等虐待防止連絡協議会	担当課：子育て支援課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆保健、福祉、医療、教育、警察等の関係機関連携のもと、虐待の予防及び早期発見並びに再発防止に向けた地域での取り組みを推進します。 【評価理由・今後の方針等】 ◆児童相談所や警察、保育所・幼稚園、学校等の関係機関を協議会構成員とし、代表者会議、実務者会議、個別支援会議等を開催し、虐待の予防及び早期把握やケースの進捗管理等の取り組みを行いました。 ◆児童虐待の予防及び発生時の迅速な対応のため、妊娠中からとみや子育て支援センター（母子保健担当）等と定期的にケース会議を実施し特定妊婦等の把握を行い、各関係機関と連携を図りながら、新生児・乳幼児への支援を行いました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		
子育ての不安や虐待、DV等に関する相談体制の充実	担当課：子育て支援課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆子どもの所属機関や児童相談所、女性相談センター、警察等の各関係機関との連携のもと、児童虐待やDV等に関する諸問題への相談対応を行っています。また、安全確保や自立に向けての適切な対応を行っています。 【評価理由・今後の方針等】 ◆市制移行に伴い、家庭児童相談員を配置しました。各関係機関と連携し、家庭児童に係る諸問題の未然防止及び健全育成のための相談対応を行いました。 ◇事業の充実に努めるため、体制等の見直しを検討し、今後も継続して実施していきます。		
児童虐待やDV等の予防及び早期発見のための意識啓発活動	担当課：関係各課	評価：C
【事業内容及び現状】 ◆児童虐待やDV等の予防及び早期発見のための意識啓発活動を行います。 ・児童虐待やDV等に関するリーフレットの配布・周知 ・講演会等における啓発活動 【評価理由・今後の方針等】 ◆毎年11月の児童虐待防止推進月間に合わせて、ポスターやリーフレットの配布、市の広報やホームページへの掲載等の周知啓発活動を行いました。また、県と共催で啓発講座を開催しました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		

推進施策（3）障がい児施策の充実

- 障がい児一人ひとりの個性や能力を尊重し、その可能性を最大限に伸ばし生きる力を育ていけるよう、早期発見から療育環境の整備・親の支援など、（児が成長するまで）切れ目のない支援に努めます。
- 平成27年度に特定非営利活動法人さわおとの森により「こども発達センターあかいしの森」が開設され、より効果的・効率的に各種専門機関との連携を図り、障がい児支援を提供できるようになりました。

障がい児通所支援事業	担当課：地域福祉課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆障がい児の日常生活の基本動作、集団生活の適応訓練、生活能力向上等の支援を目的とします。 【評価理由・今後の方針等】 ◆児童福祉法の法定サービスを行うことにより、障がい児の生活能力の向上等支援を行いました。今後は、「医療的ケア児」の体制整備が課題となります。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		
自立支援医療費給付（育成医療）	担当課：地域福祉課	評価：A
【事業内容及び現状】 ◆18歳未満の身体障がいのある児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって、確実に効果が期待できる児童に対して、生活の能力を得るために必要な医療の給付を行うものです。 【評価理由・今後の方針等】 ◆将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、その身体障がいを除去、軽減する治療によって、確実に効果が期待できる対象児に対して提供される生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行いました。 ※子ども医療費助成（現物支給）の対象が18歳まで拡大されたことから、償還払いである本事業の申請が減少している。 ・平成29年実績 申請件数 0件 ・平成30年実績 申請件数 2件 ◇今後も継続して実施していきます。		
相談業務	担当課：地域福祉課	評価：A
【事業内容及び現状】 ◆障がい児及び家族からの相談に応じ、地域で暮らす障がい児や家族の意向を最大限尊重し、福祉・保健・医療・就労・教育などのサービスを継続して総合的に提供するケアマネジメントを推進し、障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。 【評価理由・今後の方針等】 ・宮城県社会福祉協議会地域支援センター ⇒委託先「ばれっとよしおか」（富谷市・黒川地域広域にて委託） ・平成30年4月～富谷市地域福祉課内に「富谷市障がい相談支援窓口」を設立。 平成31年4月からは週3日に拡大し、相談支援体制の強化にあたっています。 ⇒委託先 特定非営利活動法人自閉症ピアリンクセンターここねっと ・平成30年実績 （ばれっとよしおか）新規3名 年間実人数23名 （ここねっと） 新規29名 年間実人数29名 その他（訪問によるアウトリーチ支援） ◇令和2年4月から、地域の相談支援拠点として基幹相談支援センター機能のみ「ばれっとよしおか」に残り、身近な基本相談業務は「ここねっと」が担い、週5日体制で行っていきます。		
障がい児相談支援事業	担当課：地域福祉課	評価：A
【事業内容及び現状】 ◆福祉サービスの利用援助や社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援を行います。 【評価理由・今後の方針等】 ◆児童福祉法に基づく障がい児支援については、相談支援事業所の相談支援専門員が、障がい児の自立した生活を支えるために、抱えている課題の解決や適切なサービス利用に向けきめ細かく継続的な支援を行い、定期的なケアマネジメントを行っています。 （令和元年11月現在 市内相談支援事業所6か所） ◇今後も継続して実施していきます。		



障がい児の理解促進	担当課：地域福祉課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆広報や市主催事業など様々な機会を捉えて、障がい者の活動を広く紹介するとともに、研修など住民意識の啓発に努め、住民一人ひとりが障がい児を身近に感じ、障がい特性の理解や関わり方を会得できるように努めます。 【評価理由・今後の方針等】 ◆障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行いました。 ・平成29年実績「発達障がいについて」研修 ・平成30年実績「災害弱者と呼ばれる方々への支援について」研修・グループワーク ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		
就学教育相談事業	担当課：学校教育課	評価：B
【事業内容及び現状】 ◆特別支援を必要とする幼児の支援の構築と小学校との連携を図ります。 【評価理由・今後の方針等】 ◆特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒への支援の構築と市内小中学校との連携を図りました。また、特別な支援を必要とする子どもが増加傾向にあり、個別の支援体制を整える必要性があることから、学校、保護者、関係機関と細やかな連携に努めました。 ◇事業の充実に努め、今後も継続して実施していきます。		



第5章

子ども・子育て支援事業の 展開



第5章 子ども・子育て支援事業の展開

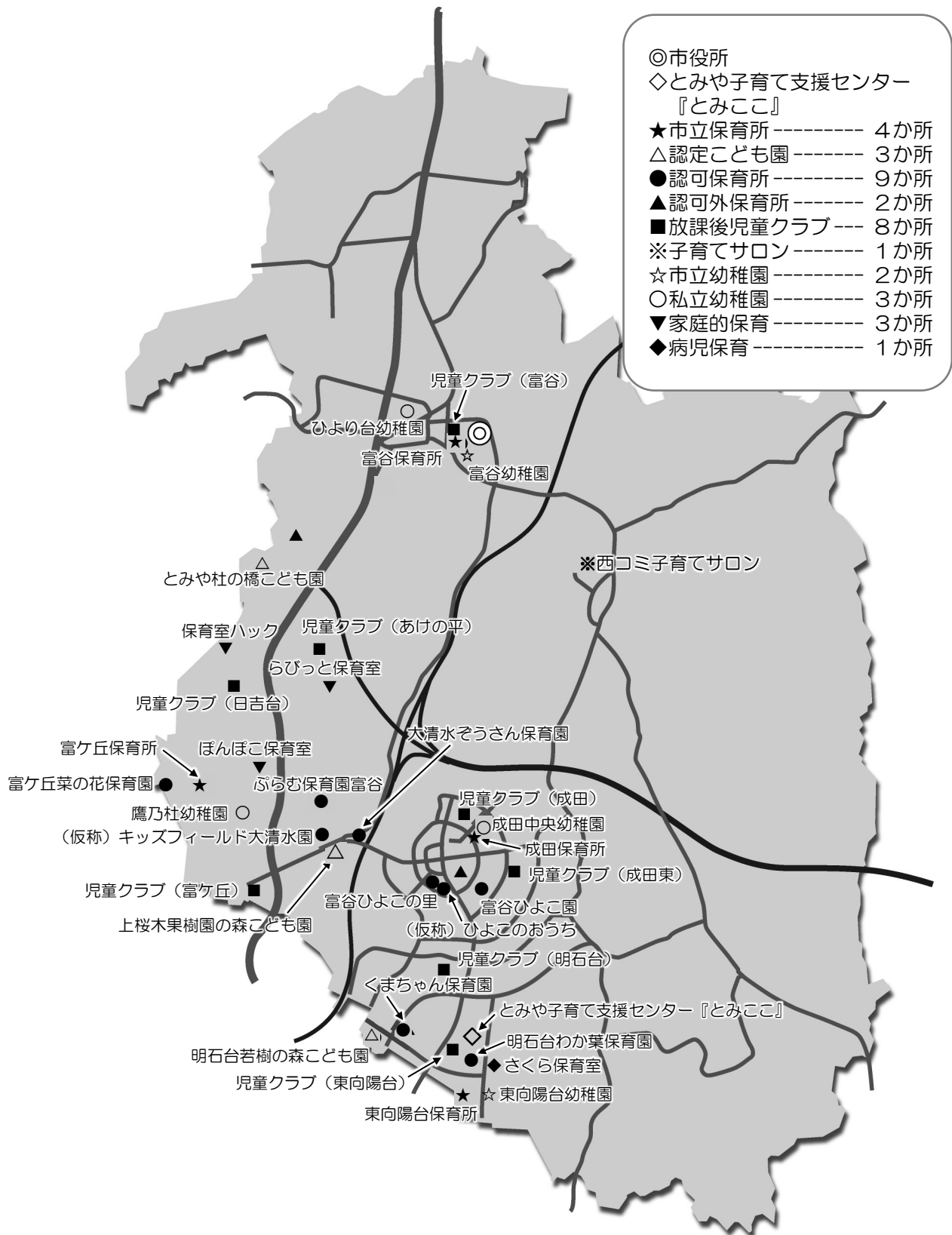
1 教育・保育事業等の提供区域

市町村は、地域の子どもの数や教育・保育施設等の設置状況を踏まえ、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」が適切に提供されるよう、その「量の見込み」と提供体制の「確保方策」を区域ごとに設定し、『子ども・子育て支援事業計画』に記載する必要があります。

本市では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や教育・保育事業の現在の利用状況、施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域を設定しました。これと同時に当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準となることや、地域子育て支援事業の提供区域についても検討した結果、各提供区域を1区域としました。

区域設定に至った主な理由としては、本市は市内を車で移動する場合、30分以内で到着できるという地理的状況と交通事情があること、市内各地の生活形態等に顕著な違いがないという社会状況が挙げられ、提供区域を1区域とすることが適当であると考えたからです。

■ 富谷市子ども・子育て支援事業関連施設の位置図

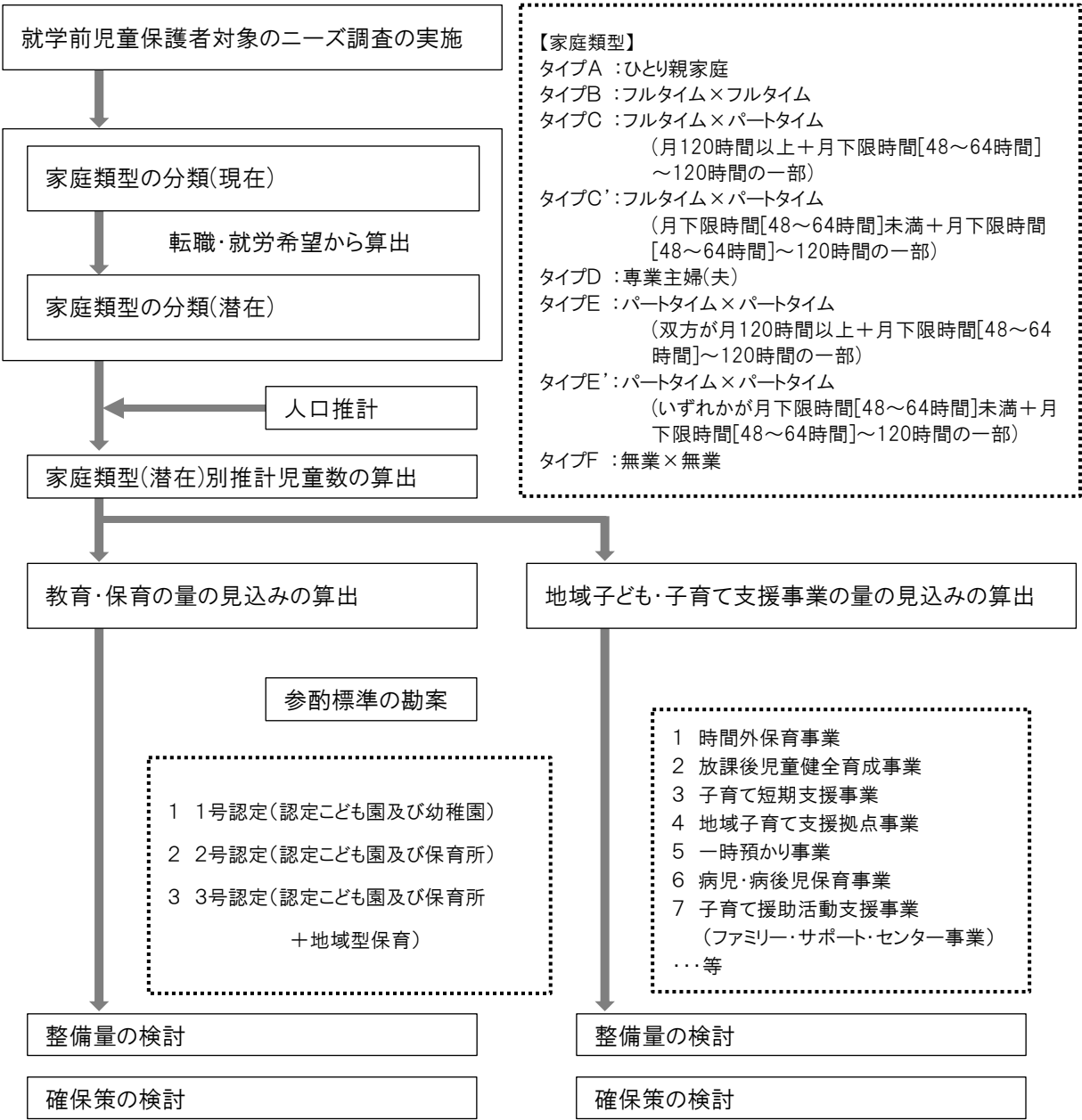


2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



(2) 子ども人口の推計

本市の子ども人口の推計について、0～5歳では平成29年の3,097人から令和6年には2,481人と616人（19.9%）の減少が予測されます。また、6～11歳においても平成29年の4,116人から令和6年には3,352人と764人（18.6%）の減少が予測されます。

■ 子ども人口の推移と推計

単位：人

	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
0～11歳	7,213	7,063	6,809	6,581	6,563	6,266	6,051	5,833
0歳	357	419	377	364	370	361	353	347
1歳	472	398	429	401	403	393	383	375
2歳	515	495	426	455	442	427	417	407
3歳	552	517	510	436	482	452	437	427
4歳	576	569	529	525	465	496	465	450
5歳	625	583	585	539	552	475	506	475
0～5歳	3,097	2,981	2,856	2,720	2,714	2,604	2,561	2,481
6歳	638	632	581	591	561	558	480	511
7歳	721	645	636	585	611	565	562	483
8歳	656	729	640	636	601	611	565	562
9歳	693	657	734	642	654	603	613	567
10歳	722	697	664	740	663	659	608	618
11歳	686	722	698	667	759	666	662	611
6～11歳	4,116	4,082	3,953	3,861	3,849	3,662	3,490	3,352

資料：平成29年～平成31年は、住民基本台帳（各年3月31日）

令和2年～令和6年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計（各年3月31日）

■ 子ども人口の推計

(人)



（３）家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数は、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現在割合とともに、今後１年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出し、推計します。

■ 児童（０～５歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

家庭類型	説 明	現在	単位：％	
			現在	潜在
タイプＡ	ひとり親家庭	4.1		4.1
タイプＢ	フルタイム×フルタイム	46.2		49.5
タイプＣ	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	11.8		12.4
タイプＣ’	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	6.6		9.9
タイプＤ	専業主婦（夫）	31.3		24.2
タイプＥ	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0		0.0
タイプＥ’	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0		0.0
タイプＦ	無業×無業	0.0		0.0

そして、令和２年度～令和６年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

■ 推計年度別の児童数（０～５歳）

家庭類型	潜在割合	単位：％（潜在割合）、人（児童数）				
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
タイプＡ	4.1	271	269	256	247	238
タイプＢ	49.5	3,254	3,247	3,100	2,994	2,886
タイプＣ	12.4	814	812	776	749	722
タイプＣ’	9.9	651	648	619	598	576
タイプＤ	24.2	1,591	1,587	1,515	1,463	1,411
タイプＥ	0.0	0	0	0	0	0
タイプＥ’	0.0	0	0	0	0	0
タイプＦ	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数 (０～５歳)	100.0	6,581	6,563	6,266	6,051	5,833

(4) 教育・保育事業の利用実績と今後のニーズ量見込み

第一期計画で利用された教育・保育事業量の実績等は以下のとおりです。

■ 教育・保育事業の利用実績

単位：人

	認定区分		1 号	2号	3号			合計
					0歳	1・2	計	
平成27 年度	①利用者数		741	504	43	348	391	1,636
	② 提供 量	教育・保育施設	180	485	23	272	295	960
		従来制度幼稚園	935	-	-	-	-	935
		地域型保育事業	-	-	2	4	6	6
		認可外保育施設	-	18	7	61	68	86
		市外施設を利用	-	2	0	0	0	2
	乖離（②－①）		374	-17	-18	-72	-90	267
平成28 年度	①利用者数		703	478	35	317	352	1,533
	② 提供 量	教育・保育施設	180	465	21	257	278	923
		従来制度幼稚園	935	-	-	-	-	935
		地域型保育事業	-	-	2	24	26	26
		認可外保育施設	-	14	5	25	30	44
		市外施設を利用	-	1	0	3	3	4
	乖離（②－①）		412	-12	-12	-33	-45	355
平成29 年度	①利用者数		702	500	39	383	422	1,624
	② 提供 量	教育・保育施設	180	495	37	333	370	1,045
		従来制度幼稚園	1,110	-	-	-	-	1,110
		地域型保育事業	-	-	0	25	25	25
		認可外保育施設	-	24	4	25	29	53
		市外施設を利用	-	0	0	1	1	1
	乖離（②－①）		588	-5	-2	-24	-26	557
平成30 年度	①利用者数		639	516	57	354	411	1,566
	② 提供 量	教育・保育施設	195	509	40	312	352	1,056
		従来制度幼稚園	1,110	-	-	-	-	1,110
		地域型保育事業	-	-	12	38	50	50
		認可外保育施設	-	16	2	20	22	38
		市外施設を利用	-	6	1	1	2	8
	乖離（②－①）		666	-1	-4	-3	-7	658
平成31 令和元 年度	①利用者数		635	553	38	385	423	1,611
	② 提供 量	教育・保育施設	225	540	26	299	325	1,090
		従来制度幼稚園	1,110	-	-	-	-	1,110
		地域型保育事業	-	-	8	51	59	59
		認可外保育施設	-	16	2	20	22	38
		市外施設を利用	-	2	0	0	0	2
	乖離（②－①）		700	-11	-4	-35	-39	650

※乖離(②-①)に認可外保育施設の提供は含みません



教育・保育事業のニーズ量の見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、本市に居住する就学前児童の教育・保育事業のニーズ量の見込みは以下のとおりです。

■ 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

単位：人

	認定区分		1号	2号	3号			合計
					0歳	1・2歳	計	
令和2年度	①量の見込み		635	562	64	465	529	1,726
	②確保方策	教育・保育施設	135	560	42	294	336	1,031
		従来制度幼稚園	500	-	-	-	-	500
		地域型保育事業	-	-	25	74	99	99
		認可外保育施設	-	13	3	14	17	30
		市外施設を利用	-	2	0	0	0	2
	乖離（②－①）		0	0	3	-97	-94	-94
令和3年度	①量の見込み		635	571	65	471	536	1,742
	②確保方策	教育・保育施設	135	569	49	308	357	1,061
		従来制度幼稚園	500	-	-	-	-	500
		地域型保育事業	-	-	25	74	99	99
		認可外保育施設	-	13	3	14	30	43
		市外施設を利用	-	2	0	0	0	2
	乖離（②－①）		0	0	9	-89	-80	-80
令和4年度	①量の見込み		635	580	72	490	562	1,777
	②確保方策	教育・保育施設	135	578	56	322	378	1,091
		従来制度幼稚園	500	-	-	-	-	500
		地域型保育事業	-	-	31	87	118	118
		認可外保育施設	-	13	3	14	17	30
		市外施設を利用	-	2	0	0	0	2
	乖離（②－①）		0	0	15	-81	-66	-66
令和5年度	①量の見込み		635	589	73	496	569	1,793
	②確保方策	教育・保育施設	135	587	63	336	399	1,121
		従来制度幼稚園	500	-	-	-	-	500
		地域型保育事業	-	-	31	87	118	118
		認可外保育施設	-	13	3	14	17	30
		市外施設を利用	-	2	0	0	0	2
	乖離（②－①）		0	0	21	-73	-52	-52
令和6年度	①量の見込み		635	598	80	515	595	1,828
	②確保方策	教育・保育施設	135	596	70	350	420	1,151
		従来制度幼稚園	500	-	-	-	-	500
		地域型保育事業	-	-	37	100	137	137
		認可外保育施設	-	13	3	14	17	30
		市外施設を利用	-	2	0	0	0	2
	乖離（②－①）		0	0	27	-65	-38	-38

※乖離（②－①）に認可外保育施設の提供は含まれません

(5) 地域子ども・子育て支援事業の利用実績と今後のニーズ量見込み

第一期計画で利用された地域子ども・子育て支援事業の実績等は以下のとおりです。

■ 地域子ども・子育て支援事業の利用実績

	単位	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 令和元 年度
利用者支援事業	か所	0	0	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	人回	3,623	3,275	2,836	2,601	2,500
乳児家庭全戸訪問事業	人	446	373	411	370	370
養育支援訪問事業	人	25	34	33	34	40
子育て短期支援事業	人日	0	0	0	0	0
一時預かり事業	延べ 人数	2,078	2,143	1,490	1,112	9,104
幼稚園の一時預かり		-	-	-	-	8,219
上記以外		2,078	2,143	1,490	1,112	885
延長保育事業（時間外保育事業）	人	220	323	242	274	276
病児保育事業	延べ 人数	191	163	184	160	185
ファミリー・サポート・センター （子育て援助活動支援事業）	延べ 人数	753	729	612	848	624
妊婦健康診査事業	人	431	462	428	384	350
放課後児童健全育成事業 （各年4月1日現在）	人	915	919	1,016	1,123	1,149
小学1～3年生		669	677	773	818	808
小学4～6年生		246	242	243	305	341



地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、本市に居住する就学前児童の地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込みは以下の通りです。

■ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業	か所	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	人回	2,900	2,800	2,700	2,600	2,500
乳児家庭全戸訪問事業	人	364	370	361	353	347
養育支援訪問事業	人	39	38	37	36	36
子育て短期支援事業	人日	0	0	0	0	0
一時預かり事業	延べ 人数	9,104	9,104	9,094	9,094	9,094
幼稚園の一時預かり		8,219	8,219	8,219	8,219	8,219
上記以外		885	885	875	875	875
延長保育事業（時間外保育事業）	人	290	304	318	332	346
病児保育事業	延べ 人数	177	177	177	177	177
ファミリー・サポート・センター （子育て援助活動支援事業）	延べ 人数	610	600	600	590	590
妊婦健康診査事業	人	350	345	340	335	330
放課後児童健全育成事業	人	1,064	992	940	853	798
小学1～3年生		763	714	679	605	566
小学4～6年生		301	278	261	248	232

3 幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び確保の状況

(1) 施設型事業

① 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労にかかわらず3歳から入園できますが、3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。幼保連携型は、認定こども園法に基づく学校及び児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけを持ち、教育及び保育を一体的に提供する施設です。幼稚園型は、幼稚園に保育所の機能を併せ持つ施設です（児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけは持ちません）。保育所型は、保育所に幼稚園の機能を併せ持つ施設です（学校教育法に基づく学校としての法的位置づけは持ちません）。また、地方裁量型は、幼稚園・保育所のいずれの認可もない施設が、地域の教育・保育施設として必要な機能を果たすものです。

現状と課題

○本市では現在市立・私立幼稚園5か所と私立認定こども園3か所で1,335人の定員で教育事業を実施しています。

■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の利用状況の推移

実績値	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	単位：人 平成31 令和元 年度
①実利用者数	1,053	1,060	1,038	990	956
幼稚園	1,053	1,060	1,038	986	927
認定こども園	0	0	0	4	29
②提供量	1,115	1,115	1,290	1,305	1,335
幼稚園	1,115	1,115	1,290	1,305	1,335
認定こども園	0	0	0	45	75
乖離（②－①）	62	55	252	315	379

※各年5月1日現在





■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	960	950	950	950	950
幼稚園	920	900	890	885	882
認定こども園	40	50	60	65	68
②確保方策	1,335	1,320	1,320	1,320	1,320
幼稚園	1,260	1,200	1,200	1,200	1,200
認定こども園	75	120	120	120	120
乖離（②－①）	375	370	370	370	370

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	○今後も利用希望者が大きく減少することはないと見込まれるため、受け入れ態勢を維持していきます。

② 保育施設（認定こども園、認可保育所）

認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。

認可保育所は、保護者の就労や親族の介護などで、家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設で、児童福祉法に基づいて県の認可を受けた児童福祉施設です。

現状と課題

○本市では現在市立・私立認可保育所（園）14か所で1,005人の定員で保育事業を実施していますが、3歳未満児の待機児童はまだ解消されていない状況です。

■ 保育施設（認定こども園、認可保育所）の利用状況の推移

単位：人

実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度
①実利用者数	895	830	922	927	976
2号認定	504	478	500	516	553
3号認定	391	352	422	411	423
0歳	43	35	39	57	26
1・2歳	348	317	383	354	299
②提供量	782	747	865	861	865
認定こども園	2	4	0	77	350
認可保育所	780	743	865	784	515
乖離（②－①）	-113	-83	-57	-66	-111



■ 保育施設（認定こども園、認可保育所）の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	992	1,008	1,024	1,040	1,056
2号認定	562	571	580	589	598
3号認定	430	437	444	451	458
0歳	39	40	41	42	43
1・2歳	391	397	403	409	415
②確保の状況	896	926	956	986	1,016
認定こども園	370	390	410	430	450
認可保育所	526	536	546	556	566
乖離（②－①）	-96	-82	-68	-51	-40

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	○地域型保育事業として小規模保育室の設置を推進し、3歳未満児の受入れ定員の増員を図ります。 ○公募及び事業者からの申請提出時には、需要の状況に応じ設置を進めていきます。

③ 認定こども園（再掲）

認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。

現状と課題

○本市では認定こども園がなく、市外の施設を利用していましたが、平成30年度に開園し、多くの園児を受け入れています。



■ 認定こども園（再掲）の利用状況の推移

単位：人

実績値	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 令和元 年度
①実利用者数	4	10	2	86	377
1号認定	2	3	1	9	27
2号認定	2	1	0	37	226
3号認定	0	3	1	40	124
0歳	0	0	0	5	7
1・2歳	0	3	1	35	117
②提供量	4	10	2	86	377
認定こども園	4	10	2	86	377
乖離（②－①）	0	0	0	0	0



■ 認定こども園（再掲）の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
①量の見込み	400	423	446	469	492
1号認定	30	33	36	39	42
2号認定	239	252	265	278	291
3号認定	131	138	145	152	159
0歳	8	9	10	11	12
1・2歳	123	129	135	141	147
②確保の状況	400	423	446	469	492
認定こども園	400	423	446	469	492
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	○今後も事業者からの申請提出時には、需要の状況に応じ設置を進めていきます。

（2）地域型保育事業

① 小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人で行う保育事業です。

現状と課題

○平成28年度より事業を開始し、受け入れを行っています。

○特に1・2歳の利用者数が増加しており、待機児童削減の役割を担っています。

■ 小規模保育事業の利用状況の推移

実績値	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	単位：人 平成31 令和元 年度
①実利用者数	0	16	11	36	46
3号認定	0	16	11	36	46
0歳	0	2	0	11	8
1・2歳	0	14	11	25	38
②提供量	0	16	11	36	46
乖離（②－①）	0	0	0	0	0



■ 小規模保育事業の量の見込みと確保の状況

推計値	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	単位：人 令和6 年度
①量の見込み	84	84	103	103	122
3号認定	84	84	103	103	122
0歳	20	20	26	26	32
1・2歳	64	64	77	77	90
②確保の状況	84	84	103	103	122
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	○2歳児までを対象とした小規模保育室の設置に関しては3歳未満児に待機児童が多い本市において、今後も需要の増加が見込まれることから、状況に応じ整備を検討していきます。



② 事業所内保育事業（企業主導型保育施設）

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。

現状と課題

○市内に事業所内保育施設を1か所開設しています。

○今後も、事業所内保育施設を設置している事業者に対し、制度の内容を周知し、ニーズに応じて地域の児童の受入れ施設となるよう参入を促します。

③ 家庭的保育事業

保育者の家庭などで子どもを保育するサービスです。

現状と課題

○本市では平成23年より家庭的保育事業を実施し、現在3か所の家庭的保育室があります。本市の認定を受けた保育ママが家庭的な雰囲気の中で3歳未満のお子さんを預かっています。

■ 家庭的保育事業の利用状況の推移

実績値	単位：人				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度
①総利用者数	6	10	11	14	12
3号認定	6	10	11	14	12
0歳	2	0	0	1	0
1・2歳	4	10	11	13	12
②提供量	6	10	11	14	12
乖離（②－①）	0	0	0	0	0



■ 家庭的保育事業の量の見込みと確保の状況

推計値	単位：人				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	15	15	15	15	15
3号認定	15	15	15	15	15
0歳	5	5	5	5	5
1・2歳	10	10	10	10	10
②確保の状況	15	15	15	15	15
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	○子育て情報誌「はあと」、市のホームページ等で家庭的保育事業について周知していますが、より細やかな情報提供に努めていきます。 ○今後保育ニーズの状況に応じて、家庭的保育室の増加等を検討していきます。

④ 居宅訪問型保育事業

必要な研修を修了した保育士または、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認めた保育者が、子どもの家庭で保育するサービスです。

現状と課題

○本市では現在、居宅訪問型保育事業は実施していませんが、病気の時や仕事が急に入った時などに、子どもを預けられるようニーズに応じて事業者の発掘に努めます。

■ 居宅訪問型保育事業の利用状況の推移

実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	単位：人 平成31 令和元 年度
①総利用者数	0	0	0	0	0
2号認定	0	0	0	0	0
3号認定	0	0	0	0	0
0歳	0	0	0	0	0
1・2歳	0	0	0	0	0
②提供量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0



■ 居宅訪問型保育事業の量の見込みと確保の状況

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位：人 令和6 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
2号認定	0	0	0	0	0
3号認定	0	0	0	0	0
0歳	0	0	0	0	0
1・2歳	0	0	0	0	0
②確保の状況	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0



4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況

(1) 相談支援事業

① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現状と課題

○平成29年より「とみや子育て支援センター『とみここ』」を「子育て世代包括支援センター」(改正母子保健法22条における法律上の名称は「母子健康包括支援センター」)母子保健型として開所しました。

○母子健康手帳交付から乳幼児健診、教室、相談などの母子保健事業を基盤に、とみここ通信や子育て情報誌による子育て支援の情報発信、とみここ開放「あそびのひろば」や子育て講座などの子育て支援事業を展開し、関係機関とも連携しながら、妊娠期から育児期にわたる切れ目ない支援を実施してきました。

○今後は『とみここ』を拠点に、妊産婦や親子の実情把握、相談、助言、保健指導にとどまらず、産婦健診や産後ケア事業等の必要とされている母子保健サービスの充実を図り、妊娠期から育児期までの切れ目ない支援体制を整備し、充実させていきます。

■ 利用者支援事業の利用状況の推移

実績値	単位：か所				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度
①必要か所数	1	1	1	1	1
②提供量	0	0	1	1	1
乖離(②－①)	-1	-1	0	0	0



■ 利用者支援事業の量の見込みと確保の状況

推計値	単位：か所				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の状況	1	1	1	1	1
乖離(②－①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	○「とみや子育て支援センター『とみここ』」を拠点とし、母子保健事業を基盤に保健師・助産師・臨床心理士・管理栄養士・保育士などの専門職による、妊娠期から育児期にわたる相談・助言、地域の子育て支援事業等の情報提供、関係機関との連絡調整を行いながら、切れ目ない子育て支援を行います。

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と課題

○地域子育て支援拠点事業の利用状況を見ると、子ども人口の減少に伴い減少傾向にあります。乳幼児及び保護者の交流や、子育て支援に関する情報提供、相談・助言の場としての役割が求められています。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：人回

実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31 令和元年度
①総利用者数	3,623	3,275	2,836	2,601	3,000
②提供量	3,623	3,275	2,836	2,601	3,000
乖離（②－①）	0	0	0	0	0



■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保の状況

単位：人回

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,900	2,800	2,700	2,600	2,500
②確保の状況	2,900	2,800	2,700	2,600	2,500
乖離（②－①）	0	0	0	0	0



確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	○現在、開設している西コミ子育てサロンや認定こども園3か所において、乳幼児及び保護者の交流の場、安心して過ごせる居場所づくりに努めていきます。 ○市内6か所の公民館にはプレイルームや世代間交流室が設置されており、乳幼児及び保護者の交流や遊びの提供等を実施していることから、乳幼児から大人まで利用できます。

(2) 訪問系事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現状と課題

- 新生児・産婦訪問指導事業として乳児家庭全戸訪問事業を実施し、入院中などの特別な理由がない限り、ほぼ全件訪問での把握をしました。転入者に対しても、新生児訪問を受けずに転入した場合は、積極的に実施しています。
- 新生児・産婦訪問指導事業として行うことで、エジンバラ産後うつ質問票などを活用し、産後のメンタル不調や育児不安に対応するよう努めました。
- 全戸訪問実施後も継続して相談できる場として「とみや子育て支援センター『とみここ』」を拠点整備し、「2カ月の赤ちゃんとおしゃべりサロン」、「すくすく相談」などの事業を充実させ、母子が集える場として「あそびのひろば（とみここ開放）」、「西コミ子育てサロン」、「公民館プレイルーム」、「こども園子育て支援事業」などの子育て情報を紹介し、切れ目ない育児支援を実施しています。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	単位：人 平成31 令和元 年度
①対象者数	446	373	411	370	370
②提供量	446	397	410	385	370
乖離（②－①）	0	24	-1	15	0



■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	364	370	361	353	347
②確保の状況	364	370	361	353	347
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	○現行どおり、助産師・保健師による新生児・産婦訪問指導を乳児家庭全戸訪問事業として実施し、専門職によるきめ細やかな支援を実施します。

② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状と課題

○新生児・産婦訪問指導事業（乳児家庭全戸訪問事業）において、継続的な支援が必要な方に対し、助産師等が継続的に訪問し、専門的な指導・助言を行い、適切なサービス利用へつなげています。また、支援の必要な家庭には、養育支援ヘルパーによる育児・家事支援も行います。

○少子化や核家族化を背景に、様々な悩みや育児不安を抱える家庭も増えてきており、それぞれの個別性に対応した、細やかで切れ目ない支援が求められています。

■ 養育支援訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度
①総利用者数	25	34	33	34	40
②提供量	25	34	33	34	40
乖離（②－①）	0	0	0	0	0





■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	39	38	37	36	36
②確保の状況	39	38	37	36	36
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	○新生児・産婦訪問指導事業や、今後整備を予定している産婦健診から、支援が必要な方に対し養育支援訪問を実施します。 ○助産師等による専門的指導・助言と、養育支援ヘルパーによる育児・家事支援を対象者の必要性に併せ提供します。

(3) 通所系事業

① 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

※短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

現状と課題

○今後需要がある場合には、近隣の市町村にある児童福祉施設のうち受け入れが可能となっている施設を利用します。

■ 子育て短期支援事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度
①総利用者数	0	0	0	0	0
②提供量	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0



■ 子育て短期支援事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の状況	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	○今後も需要がある場合には、近隣市町村の児童福祉施設から、受け入れ可能となっている施設利用を促します。

② 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現状と課題

- 現在、保育所4か所と子育てサロン1か所のほか、ファミリー・サポート・センター事業でも一時預かりを実施しています。
- 緊急時、土日に関わらず、子どもの一時預かり等の施設への要望が多くあり、今後も事業の拡充が求められます。

■ 一時預かり事業の利用状況の推移

単位：延べ人数

実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31 令和元年度
①総利用者数	2,078	2,143	1,494	1,112	9,104
幼稚園型	0	0	0	0	8,219
上記以外	2,078	2,143	1,494	1,112	885
②提供量	2,078	2,143	1,494	1,112	9,104
幼稚園型	0	0	0	0	8,219
上記以外	2,078	2,143	1,494	1,112	885
乖離（②－①）	0	0	0	0	0





■ 一時預かり事業の量の見込みと確保の状況

単位：延べ人数

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	9,104	9,104	9,094	9,094	9,094
幼稚園型	8,219	8,219	8,219	8,219	8,219
上記以外	885	885	875	875	875
②確保の状況	9,104	9,104	9,094	9,094	9,094
幼稚園型	8,219	8,219	8,219	8,219	8,219
上記以外	885	885	875	875	875
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	○今後も利用希望者が大きく減少することはないと見込まれるため、受け入れ態勢を維持していきます。

③ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現状と課題

○現在すべての市立・私立認可保育所において延長保育を実施しています。

○平日の受け入れ時間見直し等で、保育ニーズに対応していますが、土曜日・日曜日・祝日の利用希望には対応できていません。

■ 延長保育事業（時間外保育事業）の利用状況の推移

単位：人

実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度
①総利用者数	220	323	242	274	276
②提供量	220	323	242	274	276
乖離（②－①）	0	0	0	0	0



■ 延長保育事業（時間外保育事業）の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	290	304	318	332	346
②確保の状況	290	304	318	332	346
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	○今後も保育ニーズに対する供給量を確保することに努めます。 ○土曜日・日曜日・祝日の保育については、引き続き検討します。

④ 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現状と課題

○現在、保育所（園）・幼稚園等に通園する未就学児を対象に、市内1施設、市外3施設の医療機関で病後児保育を実施しています。

■ 病児保育事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度
①総利用者数	191	163	184	160	185
②提供量	191	163	184	160	185
乖離（②－①）	0	0	0	0	0



■ 病児保育事業の量の見込みと確保の状況

単位：人日

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	177	177	177	177	177
②確保の状況	177	177	177	177	177
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	○今後も利用状況を見極めながら、受入定員を検討するとともに、利便性向上に努めます。

(4) その他事業

① 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

○健やかな妊娠期を過ごし安全に出産を迎えるための妊婦健康診査について、受診率の向上や経済的負担軽減を目的に14回分（多胎は20回分）の受診料公費助成を実施しています。助産院や県外医療機関（国内に限る）での受診者へも、健診の委託や償還払いを実施し利便性に努めています。平成30年度より、助成額の増額も行っています。

○妊婦健康診査の結果、身体的・精神的に支援が必要な妊婦に対し、タイムリーに関わりが持てるよう、医療機関との連携強化に努めます。

■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	単位：人 平成31 令和元 年度
①総利用者数	431	462	428	384	350
②提供量	431	462	428	384	350
乖離（②－①）	0	0	0	0	0



■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保の状況

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位：人 令和6 年度
①量の見込み	350	345	340	335	330
②確保の状況	350	345	340	335	330
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	○今後も妊婦健康診査助成券を交付し、公費助成を継続実施していきます。

② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状と課題

○平成25年に、とみや子育てファミリー・サポート・センターを開始しました。協力会員の活動調整等があるため、最低2日前までの申込みが必要となっています。

○年度ごとに利用状況は変動していますが、一定数の利用があります。

■ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）の利用状況の推移

実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	単位：件 平成31 令和元 年度
①延利用件数	753	589	612	848	624
②提供量	753	589	612	848	624
乖離（②－①）	0	0	0	0	0



■ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）の量の見込みと確保の状況

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位：件 令和6 年度
①延利用件数見込み	610	600	600	590	590
②確保の状況	610	600	600	590	590
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

**確保方策**

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	○今後も一時預かり事業のニーズに対応するため、ファミリー・サポート・センター事業の協力会員の維持に努めます。 ○前日・当日の連絡による利用に対応できるよう、協議・検討します。

③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、対象となる保護者に対し副食材料費の一部を助成しています。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	○対象となる保護者に対して事業の周知を行い、助成を受けられるように努めていきます。

④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	○今後の需要動向等をみながら、事業の実施について検討します。

5 総合的な子どもの放課後対策の推進

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現状と課題

- 保護者が就労等により昼間家庭にいない児童が利用しています。
- 就労状況の変化等により放課後児童クラブに対するニーズは高まっていますが、子どもの数が減少傾向にあり、利用者数も減少し始めています。
- ニーズ調査においては、実施時間の延長や、日曜・祝日の利用希望や長期休業期間中の利用希望が一定数あり、多様化するニーズに対応できる体制づくりが求められています。

■ 放課後児童クラブ（低学年）の利用状況の推移

単位：人

実績値	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 令和元 年度
①総利用者数	669	677	773	818	808
1年生	251	270	272	291	273
2年生	214	227	298	273	285
3年生	204	180	203	254	250
②提供量	669	677	773	818	808
1年生	251	270	272	291	273
2年生	214	227	298	273	285
3年生	204	180	203	254	250
乖離（②－①）	0	0	0	0	0



■ 放課後児童クラブ（低学年）の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
①量の見込み	763	714	679	605	566
1年生	267	243	236	188	200
2年生	262	255	233	226	180
3年生	234	216	210	191	186
②確保の状況	811	811	811	811	811
1年生	289	289	289	289	289
2年生	289	289	289	289	289
3年生	233	233	233	233	233
乖離（②－①）	48	97	132	206	245



■ 放課後児童クラブ（高学年）の利用状況の推移

単位：人

実績値	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 令和元 年度
①総利用者数	246	242	243	305	341
4年生	118	152	158	175	182
5年生	95	55	65	95	112
6年生	33	35	20	35	47
②提供量	246	242	243	305	341
4年生	118	152	158	175	182
5年生	95	55	65	95	112
6年生	33	35	20	35	47
乖離（②－①）	0	0	0	0	0



■ 放課後児童クラブ（高学年）の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
①量の見込み	301	278	261	248	232
4年生	168	146	134	130	119
5年生	99	96	95	87	85
6年生	34	36	32	31	28
②確保の状況	301	278	261	248	232
4年生	168	146	134	130	119
5年生	99	96	95	87	85
6年生	34	36	32	31	28
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	○利用する児童の安全面を考慮し、児童館を視野に入れたすべての放課後児童クラブについて学校近隣や敷地内での実施を目指し検討します。 ○時間延長や土曜日の事業実施について検討します。 ○すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携による計画的な整備等を進めます。



第6章

計画の推進・評価体制



第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、少子化、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、景気の低迷など社会や経済の環境の変化により、子どもの育ちと子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施していくために、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

本市に関わるすべての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点を踏まえて施策や事業を推進するとともに、社会福祉協議会などの関連団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

2 計画の公表及び周知

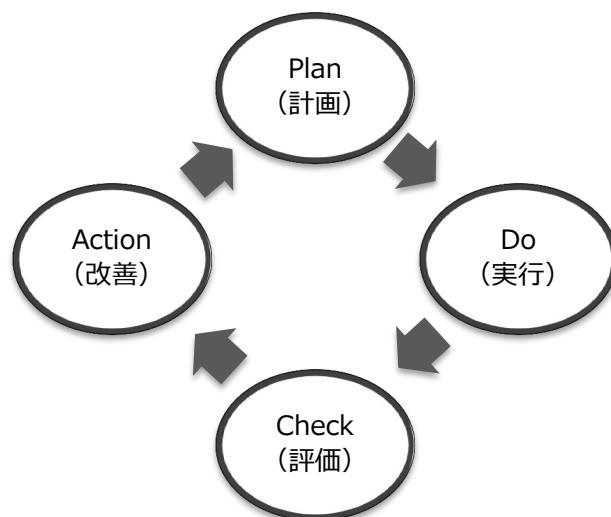
計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

計画の周知にあたっては、市広報紙や市ホームページを活用するとともに、市民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

また、各事務事業においても、市広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して市民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

3 計画の評価と進行管理

子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいくために、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）することはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Act）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル『PDCAサイクル』に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施するこ



とが重要です。そのため、本計画の進行管理については、毎年度の取り組みの進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。



資料編



資料編

1 富谷市子ども・子育て会議

(1) 富谷市子ども・子育て会議条例

(目的)

第1条 この条例は、富谷市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置することにより、子ども・子育て支援事業計画に富谷市の子育て当事者等の意見を反映させるとともに、富谷市における子ども・子育て支援施策を富谷市の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを目的とする。

(設置)

第2条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項に基づき、同項の合議制の機関として、富谷市子ども・子育て会議を置く。

(定義)

第3条 この条例において使用する用語は、子ども・子育て支援法において使用する用語の例による。

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援の施策に関心を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会長は、子ども・子育て会議の会議を招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年富谷町条例第34号）の一部を改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成28年条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

区分	委員氏名	所属等
1号委員	足 立 智 昭	宮城学院女子大学 教授
	桑 名 佳代子	宮城大学 教授
2号委員	佐 藤 梢	東向陽台保育所保護者会 会長
	小野寺 加奈子	富谷幼稚園保護者会 会長
3号委員	千 葉 信 明（会長）	富谷小学校 校長
	梅 津 哲 也	社会福祉法人笑優会 理事長
4号委員	鈴 木 由 紀	富谷市社会福祉協議会
	日 諸 喜代子	富谷市シルバー人材センター
5号委員	後 藤 さくら（副会長）	東北福祉大学 職員
	入 江 浩 三	イオン富谷 店長（令和元年12月まで）
	今 岡 潤	イオン富谷 店長（令和2年1月から）



2 用語解説

あ 行

預かり保育

幼稚園で通常の教育時間以外に、在園児を希望で預かる延長保育のことです。

生きる力

文部科学省の中央教育審議会では、①自分で課題をみつけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する能力、②自らを律しつつ、他人と調和し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力をさしています。

育児休業

労働者が原則としてその1歳に満たない子を養育するためにする休業のことです。

か 行

確保方策

幼児期の学校教育及び保育、地域子ども・子育て支援事業について、計画期間中の必要量に対応するための確保の内容及び実施時期を定めるものをいいます。

休日保育

日曜日や祝日に保護者の就労などの理由により、家庭で保育できない場合に保育所で行う保育のことです。

教育・保育施設

子ども・子育て支援新制度において、認定こども園・幼稚園・保育所をいいます。

協働

住民、住民公益活動団体、事業者、行政など、異なる性格を持つ組織・集団が、それぞれ固有の機能を提供しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。「協力しながら働く」という意味から「協働」という表現を使います。

子育てサークル

子育て中の親子（主に保育所や幼稚園に通っていない3歳未満の乳幼児とその親）が、自主的に子育てに関する情報交換、遊びを通じた交流などを行っているグループのことです。

子育てサロン

主に地域のボランティア、民生委員児童委員・主任児童委員等が組織しており、概ね小学校区を活動範囲として、子育て中の親子が気軽に集う、ふれあいの場として開設しています。

さ 行

次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることを目的とした政策です。

児童虐待

保護者がその監護する児童に対し、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（育児放棄）、心理的虐待を行うことをいいます。

従来制度幼稚園

子ども・子育て支援新制度施行後も現行のままの運営をする幼稚園のことです。

子ども・子育て支援新制度において、あらたに制定される設備や運営の基準を満たした上で、公費の給付対象となる施設（施設型給付の対象となる教育・保育施設）としての「確認」を受けない旨の申し出を行った幼稚園のことです。

障がい児保育

障がいのある児童について、保育希望があり、集団保育が可能な児童について行う保育のことです。

食育

生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

自立促進計画

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、国が定める基本方針に即して、都道府県等が作成する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画です。

スクールカウンセラー

児童・生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する、学校配置の臨床心理士のことです。

た 行

地域型保育

家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の総称です。



特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のことです。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。

な 行

乳幼児健康診査

乳幼児の発育発達の異常の早期発見や育児支援等をするために行う定期健康診査です。

認可外保育施設

乳幼児を保育している施設のうち、児童福祉法に基づく認可を受けていない施設のことです。

認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）

子ども・子育て支援法第19条に規定される、教育・保育施設を利用するに当たり市町村から認定を受ける以下の3区分のことです。

- ・1号認定：満3歳以上で、教育（幼稚園・認定こども園）を希望する場合
- ・2号認定：満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
- ・3号認定：満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合

は 行

保育所

就労又は疾病等のため乳幼児を保育することが出来ない保護者に代わって日々乳幼児を保育する施設です。なお、都道府県等の認可を受けた施設と認可を受けていない施設があります。

放課後子ども教室

学校施設などを活用し、保護者や地域の多様な人材の参画を得て、放課後の安全・安心な居場所やスポーツ・文化活動などの多様な体験活動を提供する場のことです。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。

ら 行

療育

障がいや発達の違いのある子どもが、社会的に自立することを目的として行われる医療と保育です。



富谷市 第二期子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年3月

発行元 富谷市 保健福祉部 子育て支援課

住 所 〒981-3392 宮城県富谷市富谷坂松田30番地

T E L 022-358-0516（代表） F A X 022-358-9915

U R L <https://www.tomiya-city.miyagi.jp/>

